第２期

市川町男女共同参画プラン

男女が共に尊重しあい、誰もが等しく
自分らしい生き方が実現できる
豊かな社会を目指して

令和3年3月

兵庫県 市川町

はじめに

少子高齢化の進展に伴い、生産年齢人口が減少していくなか、活力ある地域社会の発展のためには、あらゆる分野で男女が共に活躍できる環境づくりが重要となります。

市川町では、平成 13 年に「人権文化の誇れるまち宣言」を発出し、あらゆる差別を撤廃し、人権尊重の町づくりをめざした取り組みを行ってまいりました。そして平成 28 年度には「市川町男女共同参画プラン」を策定し、あらゆる分野における固定的性別役割分担意識の解消に向けた取り組みを進めてまいりました。しかしながら、依然として男女の役割に対する固定的な考え方が、地域社会の慣習・慣行となって残っています。また、DV をはじめとする男女の性に起因する人権侵害など、男女共同参画社会の実現に向けた課題は未だ多く存在しています。

少子高齢化やグローバル化、ICT 化など、社会の変化が急速に進むなか、豊かな町民生活の実現や社会の持続的な発展のためには、多様な意見や価値観を尊重しあい、すべての人の個性と能力が発揮される社会、「男女共同参画社会」の実現は不可欠です。

市川町におきましても、将来目指す姿として「男女が共に尊重しあい、誰もが等しく自分らしい生き方が実現できる豊かな社会」を掲げ、社会情勢やこれまでの取り組みの課題を踏まえ、このたび「第２期市川町男女共同参画プラン」を策定いたしました。

本計画の実行により、多様な立場の人々がお互いを尊重しあい、誰もが等しく自分らしい生き方が実現できる「男女共同参画社会」の実現に努めてまいりますので、皆さまのより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和３年３月

市川町長　岩見　武三

目　次

第１章　計画策定の趣旨

１．計画の目的 1
２．計画の位置づけ 2
３．計画の期間 2
４．国の動き 3
５．県の動き 6

第２章　基本的な考え方

１．計画の基本理念 7
２．計画の基本方針 7
３．計画の基本目標 8
４．施策の体系 10

第３章　市川町における男女共同参画の現状

１．市川町の人口及び世帯数の動向 12
２．ライフスタイルの現状 14

第４章　施策内容

＜基本目標１＞互いに尊重しあえる男女共同参画社会の推進 17
＜基本目標２＞男女が共にいきいきと活躍できる環境の充実 26
＜基本目標３＞男女が共に安心して暮らせる安全な社会の実現 38
＜基本目標４＞男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備 44
＜基本目標５＞推進体制の整備 53

参考資料

１．男女共同参画社会基本法 57
２．配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 63
３．女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 74
４．用語解説 85

本編で語尾に（※）が付いている語句は巻末の参考資料に用語解説を掲載しています。
（※）は語句の初出に付けています。

第１章　計画策定の趣旨

１．計画の目的

市川町男女共同参画プラン（以下、「本計画」という。）は、男女が共に人権を尊重し、家庭や職場、学校等、あらゆる場面において個々の能力が発揮できる環境づくりを目指し、偏りのない男女共同参画社会の実現のために、平成 27 年度に策定されました。男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と男女共同参画社会基本法にて規定されています。

国際的にみると、わが国のジェンダーギャップ指数（※）（2019 年１月）は 153 か国中 121 位と非常に低く、特に政治や経済活動の分野で男女の格差が大きく、女性の進出が遅れています。また、2015 年９月に国連で採択された持続可能な開発目標（SDGｓ（※））においても、ゴール５として「ジェンダー（※）平等とすべての女性・女児のエンパワーメント（※）」を掲げ、そのなかで「ジェンダーの視点をシステマティックに主流化していくことは不可欠である」としています。

そうしたことから国内においても、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）（※）」の改正、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（※）（DV 防止法）」、「ストーカー（※）行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法（※））」の改正などが行われました。

本町においても、男女共同参画を取り巻く現状や課題を踏まえ、社会環境の変化に的確に対応し、男女共同参画社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に本計画の策定を行います。

２．計画の位置づけ

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第 14 条第 3 項に基づく「市町村男女共同参画計画」として位置づけるものとし、本計画の「基本目標 1」のうち、「3.男女に関わるあらゆる暴力の根絶」については、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV 防止法）」第 2 条の 3 第 3 項に基づく「市町村基本計画」として、「基本目標２」については、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第６条第２項に基づく市町村推進計画を兼ねるものとして位置づけます。

また、本計画は、県の「新ひょうご男女共同参画プラン 21」及び、「男女共同参画社会づくり条例」を十分に踏まえ、「市川町総合計画」の具体的な部門別計画として位置づけ、「市川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」等の各関連計画との連携・調整を図りながら策定するものです。

さらに、令和元年６月に一部改正された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV 防止法）」、平成 28 年 12 月に改正された「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）」と令和２年に閣議決定された「第５次男女共同参画基本計画」等、近年の社会情勢に応じた改正や制定された諸法律を踏まえた上で策定します。

３．計画の期間

本計画の期間は、令和３年度から令和７年度までの５年間とします。

４．国の動き

第５次男女共同参画基本計画の策定

平成 11 年６月に「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女共同参画社会の実現が 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけられました。この法律に基づいて、平成 12 年に「第一次男女共同参画基本計画」が策定されました。令和２年 12 月には「第５次男女共同参画基本計画」（以下「第５次計画」という。）が閣議決定されました。

■国の第５次計画「目指すべき社会」

（1）男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性（※）に富んだ、活力ある持続可能な社会

（2）男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会

（3）仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会

（4）あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGｓで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

男女雇用機会均等法の改正

平成 18 年に男女雇用機会均等法（※）が改正され、性別を理由とする差別禁止の範囲拡大や、妊娠、出産を理由とする不利益取扱いの禁止、セクシュアル・ハラスメント（※）に関する事業主の雇用管理上の義務の強化等が講じられました。

平成 28 年３月の改正では、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」の改正により、妊娠・出産等に関するハラスメント（マタニティ・ハラスメント（※））の防止措置義務が追加されました。

育児・介護休業法の改正

平成 20 年 12 月、仕事と生活の両立を支援するための一般事業主行動計画（※）の策定促進等のため「次世代育成支援対策推進法」が一部改正されました。また、平成 28 年３月には「育児・介護休業法（※）」が改正され、事業主は育児休業（※）、介護休業により労働者の就業環境が害されることのないよう、体制の整備、その他の雇用管理上の必要な措置を講じる義務が追加されました。

DV 防止法、ストーカー規制法の改正

配偶者暴力については、平成 19 年に、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（「DV 防止法」）」が改正され、市町村による基本計画の策定が努力義務となりました。令和元年の一部改正では、児童虐待と密接な関連があるとされる DV の被害者の適切な保護が行われるよう、相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が法文上明確化されることになりました。

また、平成 12 年に施行された、「ストーカー行為等の規制等に関する法律（「ストーカー規制法」）」は、平成 28 年 12 月に改正され、規制対象行為である「つきまとい等」に住居の付近をみだりにうろつくこと、SNS（※）のメッセージ送信等、ブログ等の個人のページにコメント等を送ることの行為が追加されました。

地域防災計画の男女双方からの視点による改善

平成７年の阪神淡路大震災以降、平成 17 年、平成 20 年に国の「防災基本計画（※）」が改正され、男女のニーズの違い等へ配慮する点が新しく追加されました。さらに、東日本大震災の発生後、平成 23 年 12 月と平成 24 年９月に、避難所において女性や子育て家族等へ配慮することや、応急仮設住宅等における心のケア等、男女共同参画の視点による計画の改善が行われました。

また、国の「第５次計画」では、新型コロナウイルス感染症については、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を踏まえ、男女共同参画の視点を取り込みつつ、各種対策を実施することが重要であるとしています。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」を目指し、平成 19 年 12 月、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス（※））憲章」及び、これを実現するための「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。

時間と場所を有効に活用できるテレワークは、子育て・介護と仕事の両立の手段となるなどワーク・ライフ・バランスの実現、多様な人材の能力発揮が可能となります。このことから、「ニッポン一億総活躍プラン」、「世界最先端ＩＴ国家創造宣言」といった閣議決定や、「働き方改革実行計画」においても、テレワークの推進等が掲げられています。

女性活躍推進法の制定

政府は、平成 15 年に「社会のあらゆる分野において、2020 年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも 30％程度となるよう期待する」との目標を掲げ、さまざまな取り組みを進めてきました。平成 27 年７月には、女性が、職業生活において、希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備することを目的に、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、「女性活躍推進法」という。）」が施行されました。国の本省課室長相当職以上に占める女性の割合や、民間企業の課長相当職以上に占める女性の割合が高まり、女性の就業率も増加する等、社会全体で女性活躍の動きが拡大しています。

令和元年５月の改正では、一般事業主行動計画の策定・届出義務及び自社の女性活躍に関する情報公表の義務の対象が労働者数 301 人以上から 101 人以上の事業主に拡大され、また女性活躍に関する情報公表の強化、特例認定制度（プラチナえるぼし）の創設が盛り込まれました。

女性活躍推進法には、豊かで活力ある社会の実現を図るためには、自らの意思によって職業生活を営み、または、営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要であるとし、３つの基本原則が設けられています。

■女性活躍推進の３つの基本原則

（1）女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用と、性別による固定的役割分担等を反映した職場慣行が及ぼす影響への配慮が行われること

（2）職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と、家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること

（3）女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと

次世代育成支援対策推進法の改正と延長

「次世代育成支援対策推進法（以下、「次世代法」という。）」は、企業における期間雇用者等を含む全従業員が、仕事と子育ての両立を図れる環境を整備することを目的に、平成 17 年４月から平成 27 年３月まで 10 年間の時限立法として施行されました。この取り組みにより、仕事と子育てが両立できる雇用環境の整備等がある程度進みましたが、子どもが健やかに生まれ、育成される環境をさらに改善し、充実させるために、平成 26 年４月に次世代法の改正が施行され、新たな認定（特例認定）制度の創設等が盛り込まれ、法律の有効期限が令和７年３月まで延長されました。

子どもの貧困対策の推進に関する法律の改正

「子どもの貧困対策の推進に関する法律（※）」は、子どもの将来が、その生育環境に左右されることのないよう、貧困の状態にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として、平成 26 年１月に施行されました。令和元年６月の改正では、「子供の貧困対策計画」の市町村計画の策定が努力義務となりました。妊娠・出産期からの切れ目のない支援、困難を抱えた女性への支援、生活困窮家庭の親の自立支援などが盛り込まれています。

生活困窮者自立支援法の改正

平成 27 年４月に施行された「生活困窮者自立支援法（※）」に基づき、生活保護に至る前の段階の自立支援策として、就労支援等の自立に向けた相談や課題分析によるニーズ把握、計画的な支援等を行うための「自立相談支援事業」、再就職のための「住居確保給付金の支援」が、福祉事業所設置自治体に義務づけられました。平成 30 年６月の改正では、生活困窮者の自立支援の強化、生活保護制度における自立支援の強化・適正化、ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進が盛り込まれています。

５．県の動き

男女共同参画社会づくり条例の施行

兵庫県では、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任を分かちあい、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けて、平成 14 年４月に「男女共同参画社会づくり条例」が施行されました。

この条例では、男女共同参画社会づくりに関し、基本理念をはじめ、県、県民、事業者、団体の責任を明らかにするとともに県の施策の基本的事項を定めています。

■男女共同参画社会づくり条例の基本理念

（1）男女共同参画に向けての社会システムの変革

（2）働く場における男女共同参画の推進

（3）生活の場における男女共同参加・参画の推進

（4）女性がすこやかにすごせる社会の形成

（5）男女がともに安心して暮らせる生活環境の整備

（6）国際社会への貢献と交流・協調の推進

兵庫県配偶者等からの暴力対策基本計画の策定と改定

兵庫県では、2006 年（平成 18 年）４月に DV 被害者の安全を確保するとともに、被害者が自らの意思で生活基盤を回復できるように支援することを基本として、被害の予防、被害者の早期発見、相談、保護、自立支援の整備を柱とする各般の施策を総合的に推進するため、「兵庫県配偶者等からの暴力対策基本計画」が策定されました。また、2009 年（平成 21 年）４月には、計画期間の終了や国の法改正に伴い、計画が改正されました。

ひょうご男女いきいきプラン 2020（第３次兵庫県男女共同参画計画）の策定

兵庫県では、男女共同参画社会の実現を目指して、2001 年（平成 13 年）３月に「兵庫県男女共同参画計画―ひょうご男女共同参画プラン 21―」（計画期間：平成 13 年度～平成 22 年度）が策定され、男女共同参画に関する総合的かつ計画的な取り組みが進められてきました。

2011 年（平成 23 年）３月に、これまでの成果や社会経済情勢の変化を踏まえ、「兵庫県男女共同参画計画―新ひょうご男女共同参画プラン 21―」（期間：平成 23 年度～平成 27 年度）が策定され、男女が共に人生のどの時期においても、いきいきと暮らせる社会を目指して、県民、地域団体・NPO（※）、企業、行政等の参画と協働により、さらなる取り組みが展開されています。

2016 年度（平成 28 年度）からは、2020 年度（令和２年度）までの５か年計画となる新しい「ひょうご男女いきいきプラン 2020（第３次兵庫県男女共同参画計画）」が策定されました。

2021 年度（令和３年度）より新しく第４次兵庫県男女共同参画計画が策定されることとなっています。

第２章　基本的な考え方

１．計画の基本理念

本計画では、国の男女共同参画社会の基本理念である「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」を踏まえ、男女が等しく、共に尊重しあえる人間性を育んでいくことを目指します。また、個人が希望するあらゆる生き方を実現するために、さまざまな社会的障壁をなくし、誰もが参画できる豊かな社会を目指すことを基本理念としています。

基本理念

男女が共に尊重しあい、誰もが等しく
自分らしい生き方が実現できる豊かな社会を目指して

２．計画の基本方針

本計画は、市川町が施策を進めるための計画であるとともに、町が住民・事業者と協働し取り組むことを前提とした計画です。策定後の取り組みについては住民参画で評価を行い、できることを着実に、真の実効性の確保に努めるとともに、住民にとって生活に身近な男女共同参画の推進を目指して策定を行います。また、「男女が共に尊重しあい、誰もが等しく自分らしい生き方が実現できる豊かな社会」を目指すために、男女間での意識の差や、固定観念をなくし、健康や就労、多様な場面での男女の活躍を支援します。さらに、人権を尊重し、豊かな心を育む教育・学習の場の提供に努め、人権尊重を阻むあらゆる暴力の根絶を目指します。そして、必要な範囲において男女共に、より一層の参画の機会を提供する必要があると考え、その実現に向け取り組んでいきます。

３．計画の基本目標

＜基本目標１＞　互いに尊重しあえる男女共同参画社会の推進

すべての人が互いを尊重し、思いやりをもって、性別の意識にとらわれずに、あらゆる分野で活躍するためには、できるだけ早いうちから男女共同参画の視点を理解し、意識を向上させていくことが重要です。男女の性別役割分担意識をなくし、仕事や日常生活においても、共に助けあい、支えあう考え方をもつことが大切です。そのために、男女共同参画に関わる知識を年齢問わず誰もが常にもてるよう情報を発信し、より多くの地域住民の意識を醸成するよう努めます。

また近年は、子どもたちも含めたあらゆる環境において、男女の性別役割分担意識や誤った慣行がメディアを通じて認識されてしまう危険性があります。学校教育や地域における教育、学習の分野でも、男女共同参画の視点を取り入れ、豊かな人間性を育んでいくことを目指します。

さらに、誰もが人権を尊重する社会を目指すために、DV やストーカー行為をはじめとした男女に関わるあらゆる暴力の根絶に努めます。近年、被害が増加し、内容も多様化していることから、被害女性、児童に対するケアや、SNS などのコミュニケーションツールによる新しい被害にも目を向けなければなりません。被害者を減らしていくために、相談しやすい環境づくりと、適切なケアの充実を図っていきます。

＜基本目標２＞　男女が共にいきいきと活躍できる環境の充実

男女が共に仕事と家事、子育て、介護等家庭生活、地域活動を両立し、あらゆる場面での活躍を希望することは、男女共同参画社会の基本的な考え方の一つです。しかし、男性の長時間労働により家庭生活等に関わる時間が確保できないことや、根強い男女の性別役割分担意識、女性に家事や育児、介護が任されてしまう状況は大きな課題となっています。女性のあらゆる分野での活躍を推進することにより、男女共にすべての人が働き方を含めた暮らし方についての意識を見直し、相互の負担を分かちあいワーク・ライフ・バランスの実現ができるように努めます。

これまでの取り組みにより、女性たちの社会参画、企業や団体での割合の増加、指導者数の増加等の結果から、社会的意識は少しずつ改善されてきています。しかし、まだその割合は十分ではありません。また女性の多くは、出産とともに離職し、その後再就職を希望しても、どこに相談したらいいかわからない、希望する職業に就職できない、子どもの預け先がない等、困難な状況にあります。個人の能力を十分に発揮し、あらゆる分野や環境のなかで女性と共に男性も活躍していける環境づくりを推進することで、社会のあらゆる活力の底上げにつなげます。

＜基本目標３＞　男女が共に安心して暮らせる安全な社会の実現

男女それぞれがもつ健康上の悩みを踏まえた上で、健康的な生活に必要な生活面・医療面での支援に努めます。さらに、単身世帯・高齢者世帯・ひとり親世帯や収入が低い等の理由のために貧困に苦しんでいる人が、安心して暮らしていくための環境を整備していきます。また、障がい者（児）や外国人にも配慮した男女共同参画の機会を提供していくために、ユニバーサルな社会（※）づくりを目指します。

※基本目標１は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（ＤＶ防止法）」第２条の３第３項に基づいています。
※基本目標２は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第６条第２項に基づいています。

＜基本目標４＞　男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

近年、全国的に少子化・高齢化が急速に進行していますが、市川町でも人口減少が進行し、今後もさらなる減少が見込まれています。また、世帯数の増加に伴い、単身世帯、核家族等、家庭を構成する人数はますます減少を続けている状況です。日本各地で頻発する大規模災害や今後予想される大規模震災等の緊急時に備えて、日ごろからの地域でのつながり、防災・防犯意識を向上させ、人と人とが互いに結びつき、支えあえる地域づくりを目指すことが重要です。

慣れ親しんだ地域で、男女に関わらず、すべての住民が分け隔てなく、子育てや介護について共に考え、互いに支えあう関係づくりを育んでいきます。また、国際的な潮流を踏まえた規範・基準の尊重等に努めるために、国際社会への積極的な貢献の推進を図り、国際社会に対応した男女共同参画の視点を育みます。

＜基本目標５＞　推進体制の整備

男女共同参画社会の実現のためには、計画を実行していく推進体制を整備することが大切です。そして、庁内での推進にとどまらず、庁外の地域住民や団体、企業等と連携していくことが重要です。地域の自治会や住民の男女共同参画の理解促進を図るとともに、地元企業や医療・教育機関等、あらゆる関係機関との連携を密接にしていくことで、男女共同参画の活動を複合的に推進していきます。

男女共同参画に関わるさまざまな情報の共有や、取り組みを徐々に増やしていき、長期的なつながりを築いていくことで、将来の豊かな男女共同参画社会の実現を目指します。

４．施策の体系

基本理念

男女が共に尊重しあい、誰もが等しく
自分らしい生き方が実現できる豊かな社会を目指して

基本目標

＜１＞互いに尊重しあえる男女共同参画社会の推進

1. 男女共同参画社会のための意識づくり
   - ・男女共同参画への意識の醸成
   - ・男女共同参画に関する情報提供と啓発
2. 男女共同参画に関する教育・学習の充実
   - ・学校等における男女共同参画に関する教育の推進
   - ・男女共同参画に関する学習機会の充実
3. 男女に関わるあらゆる暴力の根絶
   - ・ドメスティック・バイオレンス（DV）の防止
   - ・あらゆる暴力の被害者への相談体制の充実

＜２＞男女が共にいきいきと活躍できる環境の充実

1. 雇用・職場における男女均等な機会の確保
   - ・職場における男女均等な雇用条件の確保
   - ・ライフステージに沿った雇用機会の支援
   - ・女性のキャリアアップ支援
2. 政策・方針決定過程での女性の参画の促進
   - ・政策・方針決定過程での女性の参画の促進
   - ・地域における女性活躍の推進
3. ワーク・ライフ・バランスの推進
   - ・ワーク・ライフ・バランスの普及啓発
   - ・男性の家事や育児、地域活動等への参画のための環境整備

＜３＞男女が共に安心して暮らせる安全な社会の実現

1. 安心して暮らしていくための健康支援
- 生涯を通じた男女の健康支援
- 出産・育児等の母子の健康管理

2. 男女共同参画の視点でのセーフティーネットの構築
- 生活の安定・ひとり親家庭への支援
- 高齢者、障がい者（児）、外国人が安心して暮らせる環境の整備

＜４＞男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

1. 男女共同参画の視点に立った福祉環境・防災体制の整備と充実
- 子育て、介護に関する支援の充実
- 高齢者・障がい者（児）等の社会参加の促進
- 防災対策への男女共同参画の視点の反映

2. 国際交流の推進
- 地域での多文化交流と理解の促進
- 在住外国人への男女共同参画の周知啓発

＜５＞推進体制の整備

1. 計画の推進と進行管理
- 庁内推進体制の充実
- 国、県、住民、関係団体、事業所との協働、連携

第３章　市川町における男女共同参画の現状

１．市川町の人口及び世帯数の動向

（１）市川町の人口の推移

市川町の総人口は、減少が続いており、令和元年 10 月現在では 11,999 人と平成 22 年と比べて 1,792 人の減少となっています。

市川町の人口の推移

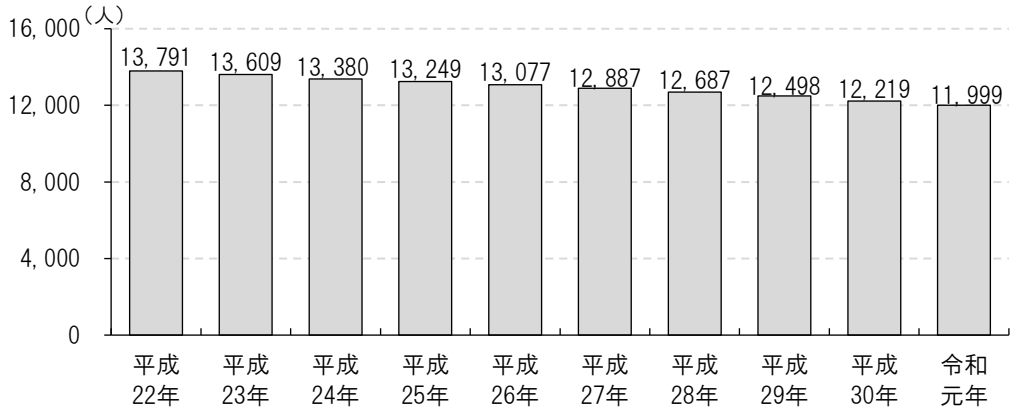

資料：市川町「町の統計～人口世帯数の推移～」各年 10 月現在

（２）市川町の世帯の推移

市川町の世帯数は、増加傾向にあり、令和元年 10 月現在では 4,965 世帯と平成 22 年と比べて 183 世帯の増加となっています。それに伴い、一世帯あたり人口は減少が続いており、令和元年 10 月現在では 2.42 人となっています。

市川町の世帯の推移

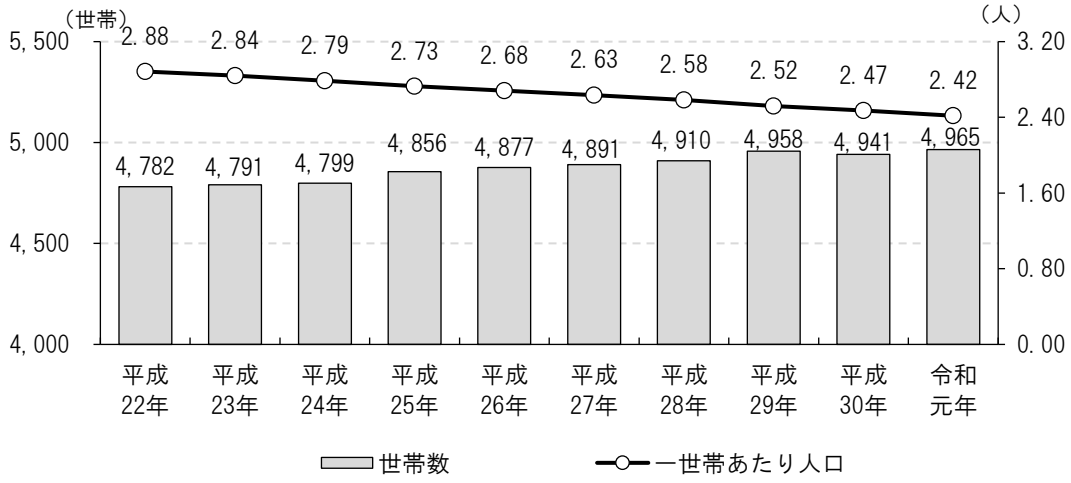

資料：市川町「町の統計～人口世帯数の推移～」各年 10 月現在

（３）市川町の自然動態の推移

市川町の出生数は、横ばいで推移していましたが、令和元年は 43 件と前年よりも４件の増加となっています。死亡数は 160 から 190 人台と横ばいで推移しています。

市川町の自然動態の推移

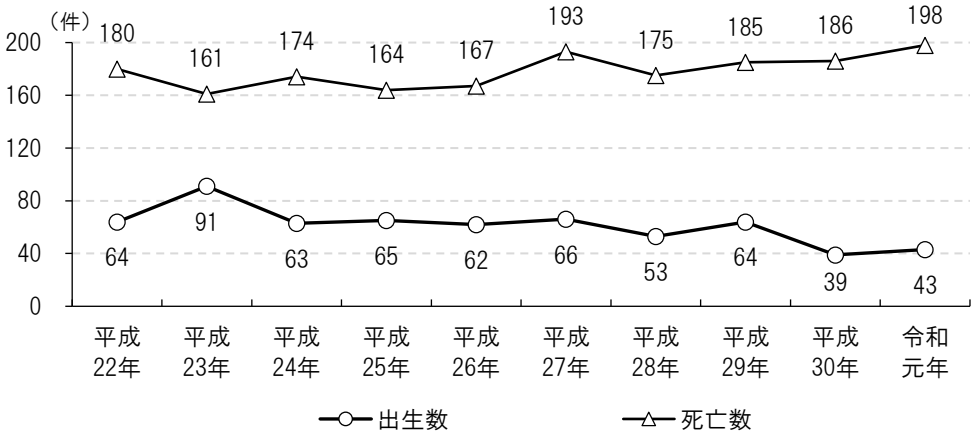

資料：兵庫県「保健統計年報」各年 10 月現在

２．ライフスタイルの現状

（１）市川町の婚姻、離婚件数

市川町の婚姻件数は、40 件台で推移しており、平成 27 年以降は横ばいとなっていましたが、令和元年は前年から 16 件の減少となっています。離婚件数は 20 件前後で推移していますが、令和元年現在では 15 件と前年よりも６件の減少となっています。

市川町の婚姻、離婚件数

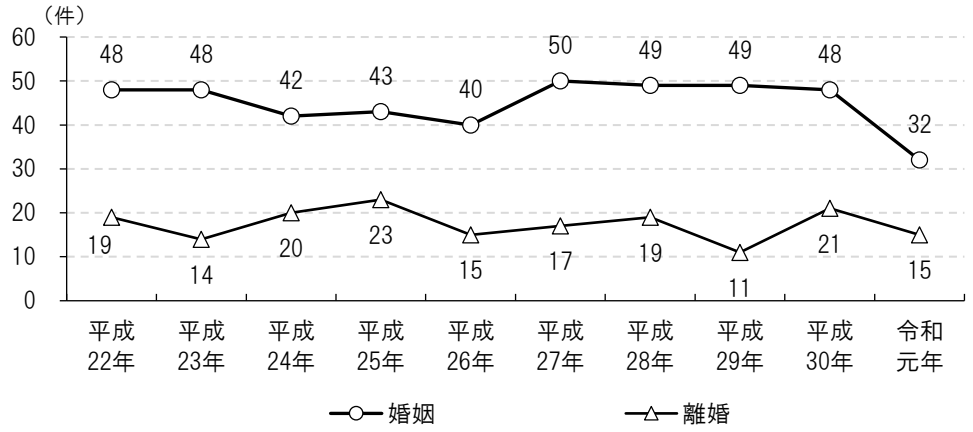

資料：兵庫県「保健統計年報」

（２）市川町の婚姻の状況

市川町の平成 30 年の年齢別の婚姻件数は、夫は「30～34 歳」、妻は「25～29 歳」で最も多くなっています。40 歳以上をみると 48 件中、夫は 13 件、妻は６件と晩婚化の傾向があらわれています。

市川町の夫、妻の年齢別婚姻件数

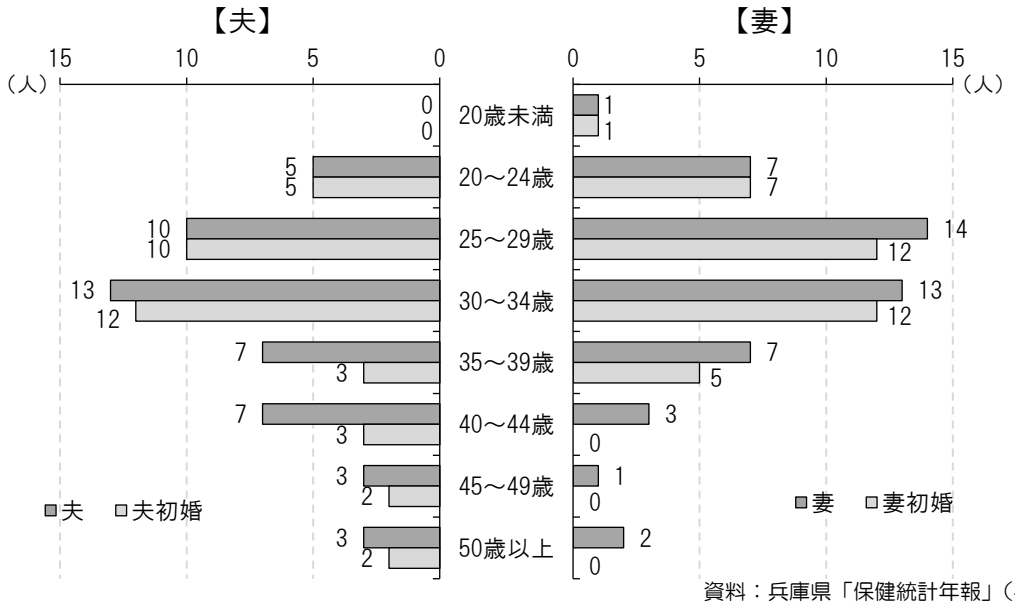

資料：兵庫県「保健統計年報」（平成 30 年）

（３）合計特殊出生率

市川町の合計特殊出生率は低下傾向にあり、平成 27 年では 1.34 となっており、平成２年以降は人口維持に必要とされる 2.07 を下回っています。また、平成 22 年以降は国、県と比べても下回っています。

合計特殊出生率（国・県比較）

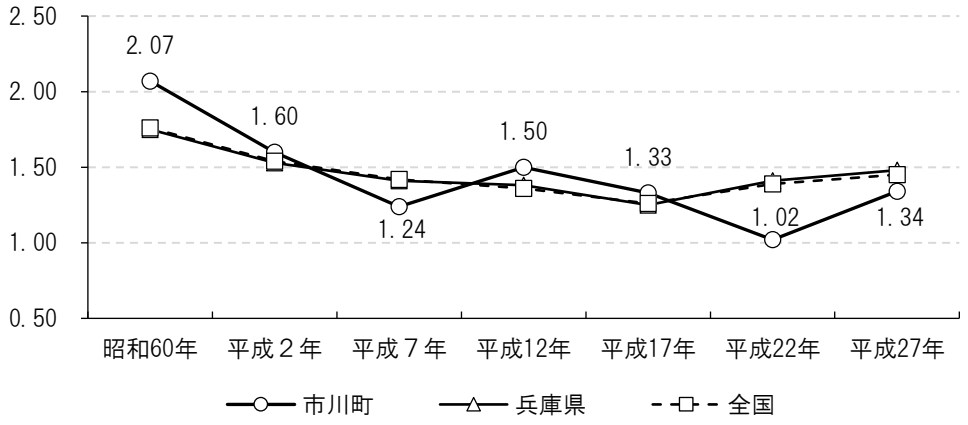

資料：「国勢調査」

（４）市川町の女性の就業状況

市川町の女性就業人口は、平成 17 年をピークに減少が続いており、平成 27 年では 2,437 人と平成 17 年と比べて 334 人の減少となっています。就業人口における女性の割合は上昇が続いており、平成 27 年で 43.4%と平成 12 年と比べて 2.9 ポイントの上昇となっています。

市川町の女性の就業人口、就業人口における女性の割合

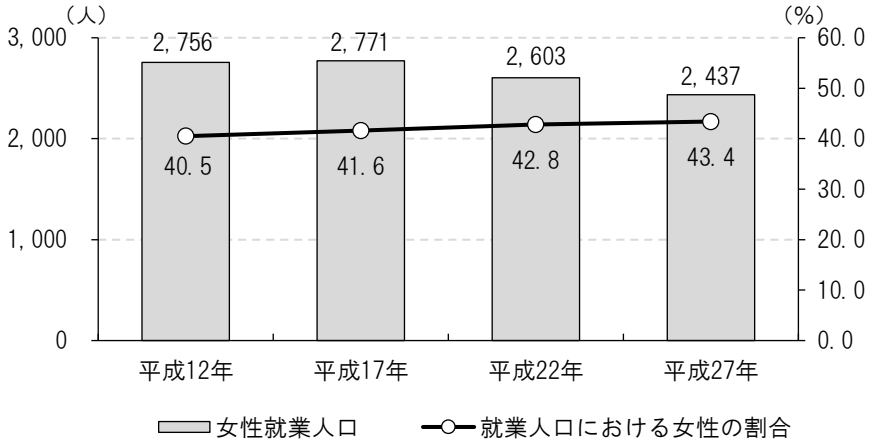

資料：「国勢調査」

（５）市川町の女性の年齢階級別労働力率

市川町の年齢階級別労働力率は、30～34 歳でやや低くなっていますが、子育て期に労働力率が低下する、いわゆる M 字カーブ（※）は大きくは見られません。国や県と比べると働きざかりの 20 歳から 59 歳までの労働力率は国、県を上回っていますが、60 歳以上になると国や県を下回っています。

市川町の女性の年齢階級別労働力率（国・県比較）

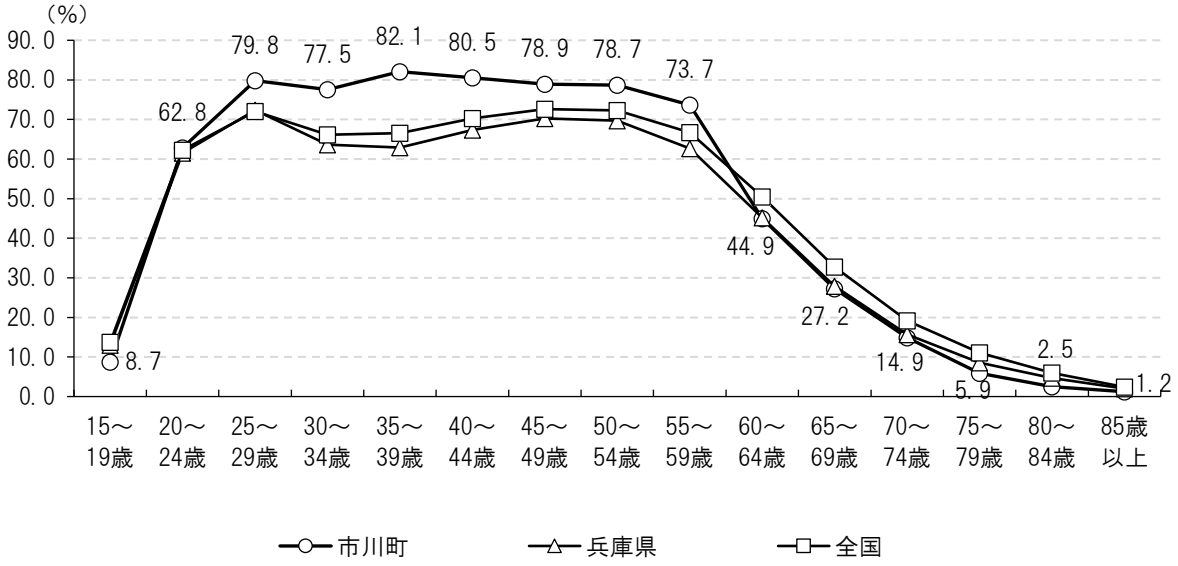

資料：「国勢調査」（平成 27 年）

第４章　施策内容

＜基本目標１＞互いに尊重しあえる男女共同参画社会の推進

（１）男女共同参画社会のための意識づくり

■男女共同参画への意識の醸成

現状と課題

近年の社会情勢の変化に伴い、人々の生活環境や個人の生き方は多様化してきています。男女を取り巻く状況においては、これまで固定化されていた「男性が働き、女性が家事をする」役割分担意識が家庭内で根強く残っていました。男女がそれぞれ個人として平等に生活を送るためにはあらゆる場面で性別に関する考え方の変革が求められてきています。

そのためには固定的な性別役割分担（※）を前提とした制度・慣行を見直し、社会や生活環境のあらゆる場面において、性別に関わらない「中立的な意識づくり」の醸成が必要です。

内閣府による「男女共同参画社会に関する世論調査（令和元年実施）」によると、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について、近畿地方では「賛成」とする人の割合は 9.5%、「どちらかというと賛成」が 25.0%と合わせて 34.5%が賛成と回答し、全国平均（35.0%）と同程度となっています。平成 26 年の調査と比べると、全国、近畿ともに賛成と回答した割合は低下しています。

固定的な性別役割分担意識は、近年弱くなっている傾向がみられ、男女共同参画社会へ一歩ずつ近づいていることがわかります。メディアによる啓発や学校教育の影響で、若い世代を中心に男女共同参画意識が広がりを見せるなか、世代に関わらず、すべての人にとって固定的な性別役割分担の意識改革を進めていくことが、男女共同参画社会の実現にとって重要な足がかりになります。

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について（全国・近畿）

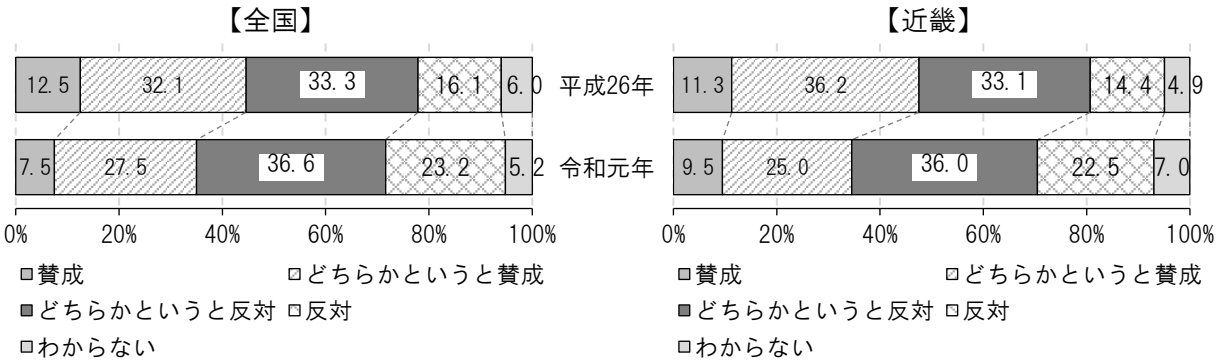

資料：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（令和元年）
内閣府「女性の活躍推進に関する世論調査」（平成 26 年）

施策の方向

男女共同参画について、多様な立場の住民が自らの問題としてとらえ、理解を深めることができるよう、引き続き、本計画とともに「人権文化の誇れる町」宣言の取り組みの周知、啓発を進めます。

固定的な性別役割分担意識の解消に向けた取り組みを進めるとともに、現行の社会制度や慣行について、男女共同参画社会を実現する視点から考え、見直していけるよう、住民の活躍の場面である地域団体や企業等に引き続き働きかけていきます。

町ホームページ上で「パープルリボン」(※) の啓発にあたっています。今後も引き続き周知・啓発に努めます。

施策	具体的な内容
人権啓発・教育の推進	①研修会、啓発冊子、街頭啓発を通じた啓発活動 ②職員に対する人権研修の推進
男女共同参画についての理解の促進	①広報・ホームページ等による啓発 ②男女共同参画に関するイベントの開催

＜KPI(重要業績評価指標)＞

取り組み内容	基準値（令和２年度）	目標値（令和７年度）
広報紙、ホームページによる男女共同参画の啓発	１回	２回

■男女共同参画に関する情報提供と啓発

現状と課題

男女共同参画を実現していく上で、人々の意識のなかに形成された性別に基づく固定的な役割分担意識、性差に関する偏見の解消や人権尊重を基盤とした男女平等観の形成等が大きな課題となっています。男女が互いに尊重しあい、互いの理解を促進していくためには、一人ひとりが現状における男女間のさまざまな問題に意識を向けることと、そのための周知活動として、広報・啓発活動が特に重要な施策となります。今もなお社会問題となっている女性や子どもに対する暴力や、DV、メディアを通じた人権侵害等、さまざま問題に対策を講じるための第一段階として、啓発活動への取り組みが求められます。

これらを踏まえて、教育機関や医療機関等のあらゆる関係機関との連携を深めながら、適切な情報の提供と啓発活動を実施していきます。

施策の方向

人々の意識のなかに形成された性別に基づく固定的な役割分担意識や性差に関する偏見を解消し、男女共同参画に関する認識やその意義に対する理解の促進、定着を促すための広報、啓発活動を積極的に展開します。

施策	具体的な内容
男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し	①広報・ホームページ等における性別に基づく固定観念にとらわれない表現 ②固定的な性別役割分担意識の解消に向けた広報･啓発 ③地域団体や企業等に対する現行の社会制度や法律の見直し動向等の情報提供

（２）男女共同参画に関する教育・学習の充実

■学校等における男女共同参画に関する教育の推進

現状と課題

次代を担う子どもたちが、思いやりと自立の意識をもって、一人ひとりの個性と能力が十分に発揮できるように教育環境を整えていくことが重要です。教育の場で、子どもたちが自ら人権の尊重や男女共同参画への理解を深めて身につけていくことで、将来を見通した自己形成が育まれていきます。男女共同参画社会の実現にとって、学校教育や家庭教育、地域での学習の果たす役割は非常に重要です。

進路指導にあたっては、子どもたち一人ひとりが自らの生き方を考え、主体的に進路を選択する能力や意識を身につけるように指導することが求められます。また、子どもたちが社会的性別（ジェンダー）にとらわれない選択ができるよう、個性や能力を尊重した指導を推進します。

男女共同参画の視点に立った教育を推進するため、教職員の男女共同参画についての認識も重要です。

兵庫県の学校現場における指導的地位に占める女性の割合は、平成 30 年において小学校で 18.1%、中学校で 7.4%、高等学校で 8.7%となっています。小学校においても２割未満と低い水準にとどまってはいますが、平成 26 年以降、中学校、高等学校を含め上昇傾向にあります。男女共同参画意識の醸成に最も重要な時期である学校生活において、女性が社会で活躍していることを認識させていくためにも、一番身近な大人たちである学校の教職員の、男女の割合の差をより一層少なくしていくことが重要です。

学校現場における教頭以上の女性の割合（兵庫県）

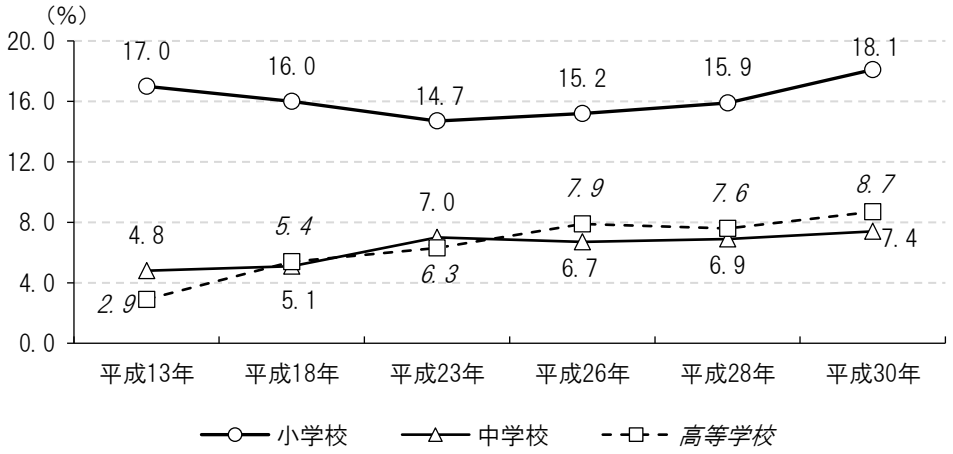

資料：兵庫県企画県民部調べ（平成 31 年）

施策の方向

子どもたちに、男女共同参画意識が育まれるよう、保育所や幼稚園、小・中学校において、一人ひとりの人権の尊重と男女共同参画の視点に立った保育・教育を進めます。また、子どもたちが性別にとらわれない将来の夢と希望をもち、学ぶことや働くことへの意欲や目的をより確かなものにするため、職場体験学習を充実させ、職業観の育成やキャリア教育（※）を推進します。

学校等を通じて、保護者に対する男女共同参画についての理解を深めるための啓発を行っていきます。

施策	具体的な内容
男女共同参画意識を育む教育・保育の推進	①人権教育・保育の推進 ②福祉体験学習の推進
キャリア教育の推進	①職場体験学習の推進
保護者に対する啓発	①男女共同参画に関するイベント等の案内
学校現場における男女共同参画の推進	①学校生活において、男女の固定的な役割分担による偏りをなくす取り組み ②学校現場での指導的地位に占める女性の割合を拡大

■男女共同参画に関する学習機会の充実

現状と課題

男女共同参画を進めるためには、地域住民一人ひとりが男女共同参画についての理解や自立の意識をもつことが不可欠です。男女共同を学ぶ学習の場は、学校のみならず、家庭や地域、職場等のさまざまな社会や日々の生活のなかに組み込まれていくことが求められています。

内閣府の「男女共同参画社会に関する世論調査」（令和元年）では、「あなたは、学校教育の場について男女の地位は平等になっていると思いますか。」という質問に対して、「男性の方が優遇されている」、「どちらかといえば男性の方が優遇されている」という回答が合わせて18.5%と男性優位との意見が約２割となっています。

少ないながらも残っている男女の不平等感をまず教育現場からなくしていき、今後、家庭や地域、職場等において、男女共同参画についての理解を深め、自立意識が高められるよう、さまざまな学習機会の提供を推進していきます。

学校教育の場における男女の地位の平等感（全国）

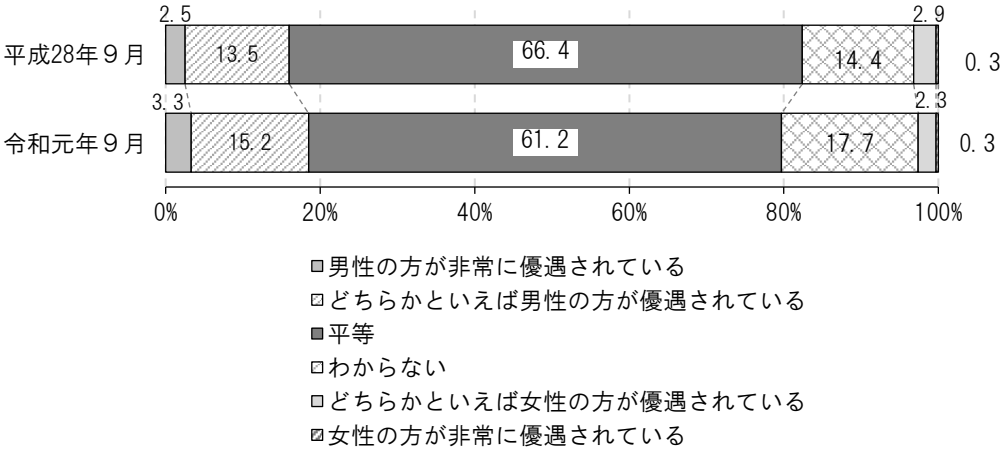

資料：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（令和元年）

施策の方向

家庭において、男女共同参画についての理解が深められるよう啓発するとともに、各種講座や教室の開催等による家庭教育の支援を行います。

あらゆる世代の人が男女共同参画について学べるよう、地域団体や職場等における男女共同参画に関する学習機会の提供を進めます。また、学習教材は、公民館等さまざまな世代の目に触れる場所に設置したり、町内の学校やこども園を通して児童生徒や保護者世代、また町内企業に提供したりします。

施策	具体的な内容
家庭における男女共同参画促進の支援	①男女共同参画セミナーの開催 ②パパ＆ママ教室等各種講座の開催 ③食育（※）の推進
地域や職場における学習の充実	①各世代に対応した学習教材の提供 ②地域団体や職場等に対する出前講座の開催等

（３）男女に関わるあらゆる暴力の根絶

■DV（ドメスティック・バイオレンス）の防止

現状と課題

ＤＶ（ドメスティック・バイオレンス）は、「配偶者や恋人等親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力」という意味で使われ、近年、被害の内容は多様化しています。DV の被害者は、多くの場合女性であり、被害者の保護と自立支援のための取り組みが必要です。また、DV は配偶者のみならず、子どもに及ぶ危険性もあります。その他、男性の被害も近年増加傾向にあり、多様なケースに対応する必要があります。新型コロナウイルス感染症の影響で家庭内の時間が長くなっていることから、今後 DV 被害の増加が予想され、被害相談に対応する体制のより一層の整備が必要です。

内閣府「男女間における暴力に関する調査」（平成 30 年）によると、配偶者から「身体に対する暴行」、「精神的な嫌がらせや恐怖を感じるような脅迫」、「生活費を渡さない等の経済的圧迫」または「性的な行為の強要」のいずれかについて「何度もあった」と答えた人は女性 13.8%、男性 4.8%といずれも増加しています。

平成 30 年に、県の配偶者暴力相談支援センター（県立女性家庭センター）、県立男女共同参画センター、県警察本部及び市町等に寄せられた DV 相談件数を合計すると 19,143 件で、前年の 18,810 件より 333 件増え、ここ数年増加が続いています。

配偶者からの被害経験（全国）

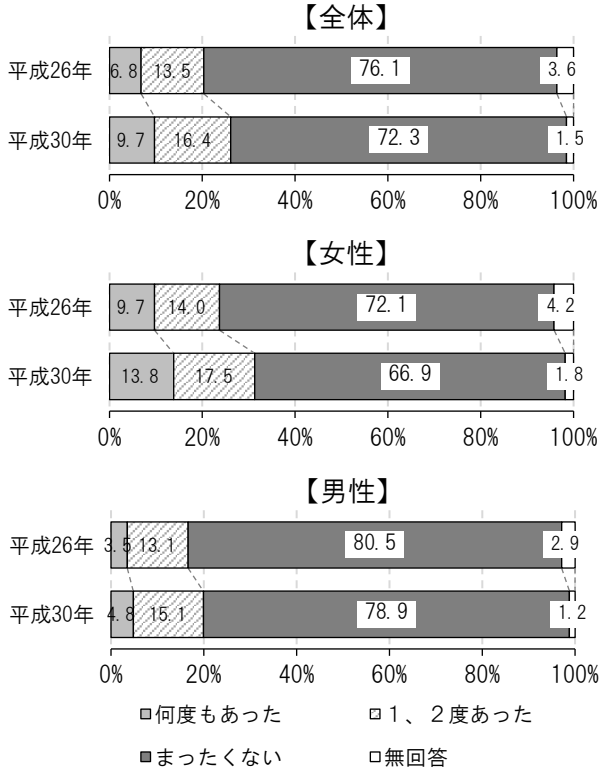

資料：内閣府「男女間における暴力に関する調査」（平成 30 年）

DV 相談件数（兵庫県）

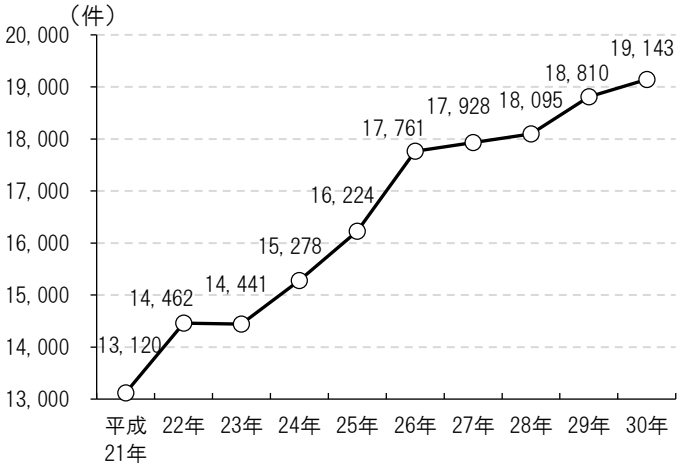

資料：「兵庫県健康福祉部調べ」

施策の方向

加害者の自覚を促す啓発活動と、被害者の早期発見と適切な相談支援を実施し、DV 防止のための周知を行うとともに、各関係機関に情報を提供し、連携体制を強化します。

DV を根絶するためには、社会全体がその実情を認識、理解して、暴力を否定する機運の醸成を進めることが重要です。また、家庭における気づきにくい、気づかれにくい DV 被害者やその周囲の人が、DV に関する知識・情報を得ることで早い段階で気づき、適切な処理ができるよう啓発活動に努めます。

施策	具体的な内容
DV の防止に向けた啓発	①広報・ホームページ等による啓発

■あらゆる暴力の被害者への相談体制の充実

現状と課題

DV、性犯罪、売買春やセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等の性別に関わる暴力は、重大な人権侵害であり、男女平等の社会を形成していく上で根絶しなければならない重要な問題です。これらは男女がお互いの尊厳を重んじて、対等な関係づくりを進める男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものです。

近年、インターネット上での出会い系サイトや SNS 等のコミュニケーションツールの広がりにより、これらを利用した悪質な交際相手からのさまざまな暴力行為が一層多様化しています。新たな暴力に対する迅速な措置を講じていくためには、暴力を容認しない社会風土の醸成が必要です。そのための教育・啓発を強化し、被害者が相談しやすい体制づくりを通じて、被害の潜在化を防止することが重要です。

施策の方向

被害者等が相談しやすいよう、DV をはじめとした人権侵害等に関する相談窓口の周知を図ります。

関係機関や窓口を有する関係課との連携を強化し、暴力の被害者が抱える悩みに対して適切に対応し、被害者の心身のケアに努めます。

DV 等の被害者とその家族が抱える問題等、状況に応じた相談を行い対処します。

施策	具体的な内容
相談窓口の周知	①広報・ホームページ・情報紙等による周知 ②民生委員・児童委員をはじめ地域団体等の活動を通じての周知
関係機関や関係課との連携による支援	①人権相談や DV 相談の実施 ②DV 被害者の住民票閲覧制限
地域支援ネットワーク会議	①DV のケースに対応して関係機関との情報共有、支援の方向性の検討、連携強化のための会議を実施

＜基本目標２＞男女が共にいきいきと活躍できる環境の充実

（１）雇用・職場における男女均等な機会の確保

■職場における男女均等な雇用条件の確保

現状と課題

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（以下、「男女雇用機会均等法」という。）の基本的理念である雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保に向けて、性別を理由とする採用・配置・昇格等における差別的扱いや、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等が行われない職場づくりを推進していくことが重要です。また、女性の職業生活において、意欲をもって能力を伸ばし、発揮できる環境を整備するため、正規雇用、非正規雇用の格差の是正や男女の偏り、管理職への登用等、働き方の改善も含め、男女間での賃金の差をなくすよう、今後も引き続き町内の事業者に働きかけていく必要があります。

厚生労働省・文部科学省共同調査における兵庫県の高校新卒者（令和２年３月現在）の就職内定率は、男子は 99.4%（全国平均 99.4%、全国 30 位）で、女子は 99.0%（全国平均 99.2%、全国 30 位）と 0.4 ポイントの差で男女の差はなくなりつつありますが、就職の機会において、わずかながらも男性優位がうかがえます。男女それぞれの雇用・就業における平等意識の醸成を今後も引き続き促進し、性別に左右されない就職の間口を提供していく雇用形態を確保することが大切です。

そして、男女共それぞれの選択の幅が狭められることなく、社会で活躍できるように、就労環境の整備や関係機関の連携による多様な働き方を社会全体で支援していくことが望まれます。

高校新卒者の就職内定率（兵庫県）

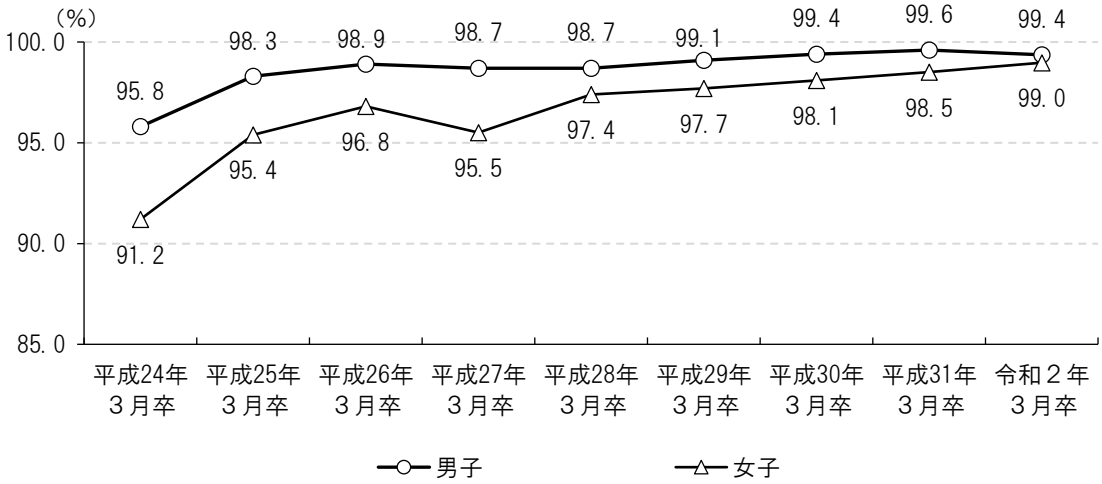

資料：厚生労働省・文部科学省「高校・中学新卒者のハローワーク求人に係る求人・求職・就職内定状況」

施策の方向

男女雇用機会均等法や労働関係法令、制度の趣旨や内容について、兵庫県やハローワーク等と連携し、雇用・就業に関わる人をはじめとした地域住民等への周知を進めます。

雇用・就業における男女間のあらゆる差を解消するための積極的な改善措置の実施についての情報提供を進めます。

施策	具体的な内容
労働関係法令や制度に関する住民への周知	①広報・ホームページ等を活用した周知
企業等の男女共同参画実践の促進	①関係機関との連携による事業主への働きかけ

■ライフステージに沿った雇用機会の支援

現状と課題

一般的に女性の労働力率（15 歳以上の人口に占める労働力人口）は、結婚・出産期にあたる 30～40 歳代に一旦低下して、育児が落ち着いた時期に再び上昇するいわゆる「M 字カーブ」の現象が起こります。就職を希望する若い世代の雇用の充実と、再び働き始めたいと希望する世代への雇用先または、育児休業、職場復帰の制度の充実及び情報提供が求められます。

近年の「M 字カーブ」の状況をみると、これまでの女性の年齢階級による労働力率の変動差は年々少なくなってきていますが、一方で、多くの年代で労働力率が増加し、ライフステージ（※）での就職、離職、再就職の変動が全体的に右側にずれてきています。このことからも、結婚の晩婚化や高齢出産の傾向がうかがえます。

さらに市川町の子育て中の母親の就労状況をみると、就学前児童の母親は、フルタイムが 33.8%、パート・アルバイト等が 37.3%とパート・アルバイト等、いわゆる非正規雇用の方が多くなっています。フルタイムでは産休・育休・介護休業中という人が以前よりも増加傾向にあります。

また、平成 27 年に制定された「女性活躍推進法」では、働くことを希望する女性が、職業生活において、その個性と能力を十分に発揮して活躍できるよう、国や地方公共団体、事業主に対する女性の活躍推進に向けた取り組みが求められています。

今後も引き続き、一度就業から離れた女性を適切な雇用につなげたり、結婚、出産後も変わらずに同じ環境で働き続けられる職場環境の推進をしていく必要があります。また、在宅ワークも含め多様化している働き方に対応し、個々のライフスタイルにあわせた就労の選択ができるよう、企業や事業所と連携し、環境を整えていくことが重要です。

女性の年齢階級別労働力率の推移（全国）

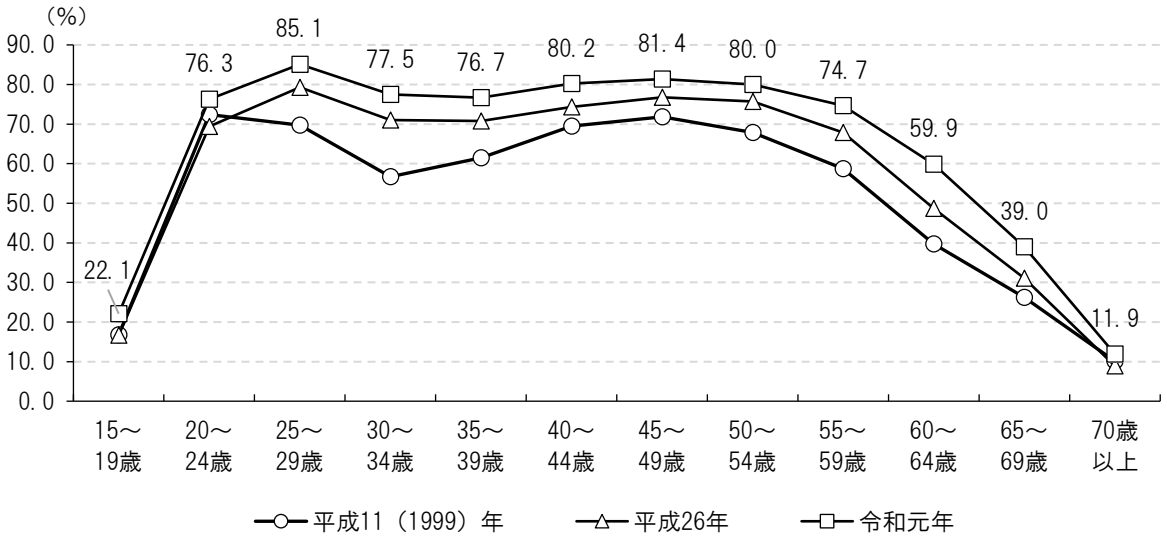

資料：総務省「労働力調査（基本集計）」

母親の就労状況（市川町）

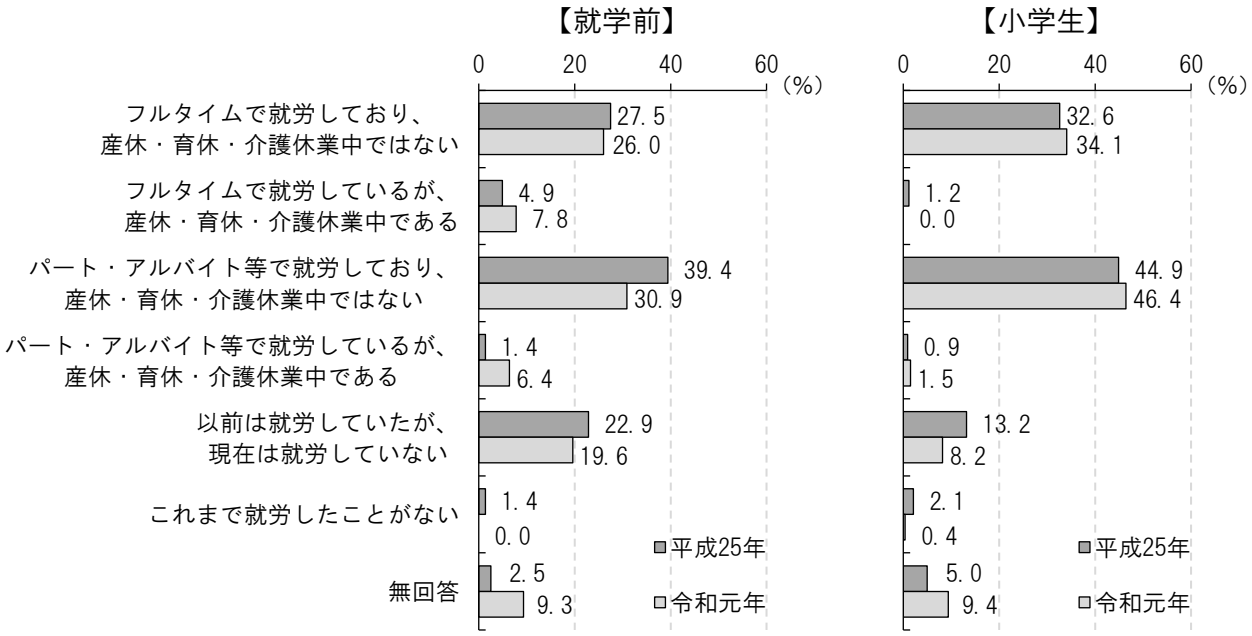

資料：市川町「第２期市川町子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査」（令和元年）

施策の方向

兵庫県やハローワーク等と連携し、再就職や新規就労を希望する女性に対して、労働条件や雇用等に関する情報提供に努めます。

労働者が育児休業や介護休業を取得することへの理解や協力を得るため、兵庫県やハローワーク等関係機関と連携し、住民及び事業主等に対し啓発します。

事業主に対し、子育ての社会的役割の重要性や家庭における男女の共同責任についての認識と理解、育児休業や介護休業制度の男性利用の促進を働きかけます。

働く親の仕事と子育てとの両立を支援するため、一時保育、病児・病後児保育などのサービスの充実、学童保育の充実など、子どもの預け先を拡充します。また、仕事と高齢者等の介護が両立できるよう、介護・障害福祉サービスについて、さらなる情報提供等を行うことにより、利用促進を図ります。

施策	具体的な内容
再就職等に必要な情報の提供	①兵庫県等関係機関との連携による情報の提供
育児・介護休業制度の普及と利用促進	①改正育児休業・介護休業法の周知 ②事業主等に対し、育児休業・介護休業に関する兵庫県等関係機関の制度の情報提供 ③男性職員の育児休業取得率を促進
保育サービスの実施や介護・障害福祉サービスの利用促進	①こども園における延長保育、一時保育、病児・病後児保育、障がい児保育の充実 ②学童保育の充実 ③介護・障害福祉サービス利用の相談・支援

■女性のキャリアアップ支援

現状と課題

現代社会の多様化や働き方の変化に伴い、女性の職業領域は年々広がる傾向にあります。それにより、女性が積極的にさまざまな職種に進出し、活躍する人数は着実に増えています。しかし、多くの場面で女性が管理職や方針決定の場に進出していることはまだまだ少なく、国際的にも大きく遅れをとっています。今後、生産年齢人口の減少が見込まれることから、女性のさまざまな分野での社会進出は、社会活動を維持していくためにも急務となっています。

厚生労働省の「賃金構造基本統計調査」によると、上位の役職ほど女性の割合が低く、令和元年では、係長級 18.9%、課長級 11.4%、部長級 6.9%となっていますが、いずれも上昇傾向にあり、徐々にですが女性の役職者への道は開けていることがわかります。

女性が管理職等の役職に就くことを妨げている長時間労働や責任の負担を見直していくことも、より多くの女性がキャリアアップしていくために必要とされています。地域団体・NPO、企業・労働組合、行政等、さまざまな立場、分野で活躍する女性たちのネットワークづくりを支援し、女性の職域拡大や能力向上のために必要な情報交換等の場の創出や、セミナー、キャリアカウンセリング（※）、研修等の実施を支援するとともに、女性の活躍の推進に関する取り組みが優良な企業を認定し、評価することも求められています。

階級別役職者に占める女性割合の推移（全国）

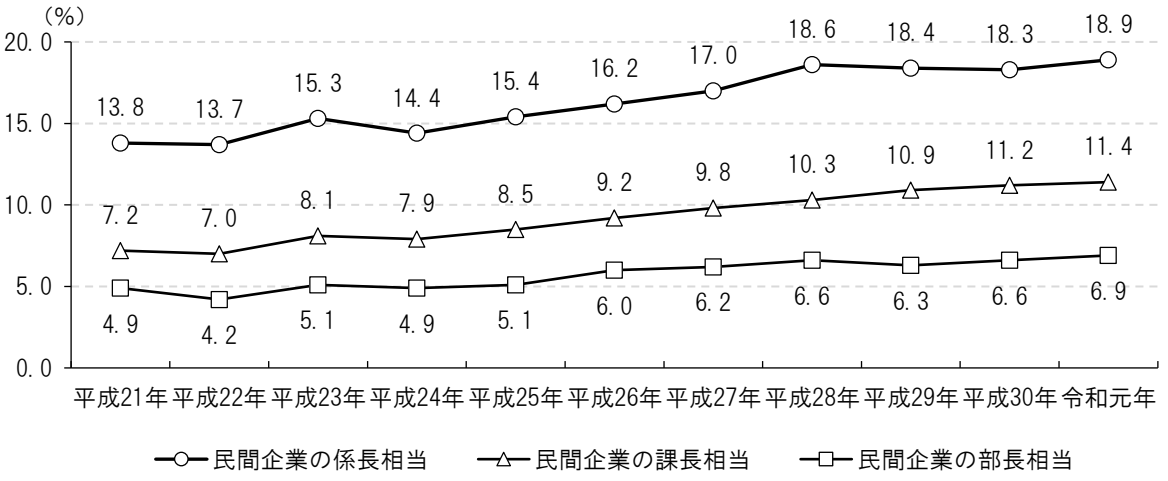

資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

施策の方向

女性の雇用機会の拡大と職業能力の向上のため、兵庫県やハローワーク等関係機関と連携し、必要な情報提供や相談の充実に努めます。

施策	具体的な内容
女性に向けたチャレンジ支援	①学習機会の提供や相談、情報提供

（２）政策・方針決定過程での女性の参画の促進

■政策・方針決定過程での女性の参画の促進

現状と課題

審議会は国や県等の事務や事業に関する審査や答申等を行う機関であり、女性の意見を行政に反映するための１つの手段として重要な役割を果たすことから、審議会等における女性委員の割合や、女性委員のいない審議会数等は、政策や方針決定過程への女性の参画状況を示す１つの目安となります。

平成 31 年４月１日現在の市川町審議会登用における女性委員の登用率は 15.4%で、兵庫県内市町の合計や、兵庫県の登用率を下回っており、前回計画策定時と比べて、わずかに低下しています。また、市川町議会における女性議員の数は、平成 31 年４月現在で１人となっています。兵庫県内市町の合計や、兵庫県ともに割合は上昇の傾向にあります。

審議会や議会における女性の参加割合は、改善の方向に向かっていますが、低い水準にとどまっています。今後も女性のキャリアアップを進めるとともに、さまざまな場に女性の参画が及ぶように働きかけを行い、男女が共にまちづくりに参画できるよう、推進していくことが重要です。

審議会登用・議会議員数の状況

		審議会登用状況			議員		
		委員総数	うち女性委員数	女性委員割合	議員数	うち女性議員数	女性議員割合
市川町	H27	127 人	20 人	15.7%	12 人	0 人	0.0%
	H31	182 人	28 人	15.4%	11 人	1 人	9.1%
兵庫県内市町合計	H27	19,530 人	5,182 人	26.5%	871 人	125 人	14.4%
	H31	19,623 人	5,495 人	28.0%	850 人	143 人	16.8%
兵庫県	H27	1,703 人	504 人	29.6%	86 人	10 人	11.6%
	H31	1,691 人	546 人	32.3%	84 人	11 人	13.1%

資料：市町男女共同参画施策推進状況調査（平成 31 年４月１日現在）

施策の方向

町の政策・方針決定や施策立案の場である審議会等への女性委員の参画目標値を設定し、参画を促進します。

女性職員の管理職への登用を積極的に進めるとともに、女性の職務経験を通じた積極的なキャリア形成の支援、職員研修の充実を図ります。

施策	具体的な内容
各種審議会等への女性の参画の促進	①女性委員参画のための情報発信
男女共同参画の視点に立った職務配置の推進	①女性職員の管理職への登用を推進 ②職員研修の実施

＜KPI(重要業績評価指標)＞

取り組み内容	基準値（平成 31 年度）	目標値（令和７年度）
審議会等の女性の登用	15.4%	20.0%
女性職員の管理職への登用	28.0%	40.0%

■地域における女性活躍の推進

現状と課題

男女共同参画社会の実現のためには、あらゆる意思決定過程に男女が平等な立場で参画することが重要です。国では、男女共同参画基本計画における成果目標として、令和２年度末において、市町村の審議会等委員の女性が占める割合を 30%以上、市町村職員の課長相当職、部局長・次長相当職合わせて 30%としています。

市川町は、平成 31 年時点で審議会等委員の女性が占める割合は 15.4%、職員の課長相当職以上の女性が占める割合は 28.0%といずれも目標に達していない状況となっています。

意思決定過程への女性の参画は女性の活躍に大きな影響を与えることから、今後も意欲と能力のある女性が地域社会で活躍できるよう資質の向上の機会を提供し、男女共同参画を推進する人材や団体を発掘していくことが求められます。

施策の方向

男女共同参画に関する理解と認識を深めることで、女性が政策・方針決定の場へ参画していけるよう、兵庫県等関係機関と連携し、各種講座や研修の機会の充実を図ります。

意欲と能力のある女性が社会で活躍できるよう、関係機関等と連携し、男女共同参画を推進する人材や団体の発掘に努めます。

男女共同参画の視点に立った活動に取り組む男女の団体の活動を支援します。

施策	具体的な内容
女性人材の育成機会の提供	①各種講座の開催 ②兵庫県開催の研修等への参加促進 ③学習・文化活動、スポーツ活動等の指導者の育成・資質の向上
人材や団体の発掘	①関係機関との連携による人材の育成・発掘
団体等の活動支援	①団体へ活動の場を提供する等の活動支援

（３）ワーク・ライフ・バランスの推進

■ワーク・ライフ・バランスの普及啓発

現状と課題

「男性が働き、女性が家事をする」といった考え方の時代から女性も社会に出て就労するようになると、仕事と家事、育児、介護といった家庭生活の負担の両方を女性が抱え込むことが問題となるようになりました。男女共同参画を推進するにあたって、女性の活躍が成長戦略の中核に位置づけられていることから、女性のおかれている状況に関心や課題が偏りがちになりますが、女性のみならず、男女が共に仕事と家庭生活の両立を果たしていくためには、社会的意識の向上が必要です。

生活においてどのようなことを優先するかについての意識をみると、男女共に「『仕事』と『家庭生活』をともに優先」の割合が高く、仕事と家庭生活をバランスよく行うことを希望する人が多くなっていますが、現実には男性は「仕事」優先が 36.5%、女性は「家庭生活」優先が 39.9%と、「仕事」か「家庭生活」のいずれか一方を優先せざるを得ない人が多くなっていることがわかります。

本町でワーク・ライフ・バランスの推進に必要な取り組みについてたずねると、「育児休業や介護休業などを利用しやすくする」、「結婚や出産・介護などで、一旦退職した従業員に対する再雇用制度を設ける」などが上位にあがっています。

テレワークやオンラインの活用による働き方の多様化や変容により、ワーク・ライフ・バランスの推進にも大きな可能性が見いだされています。新しい働き方に関しての周知や意識の醸成により、ワーク・ライフ・バランスの実現につなげていく取り組みが望まれます。

ワーク・ライフ・バランスに関する希望と現実（全国）

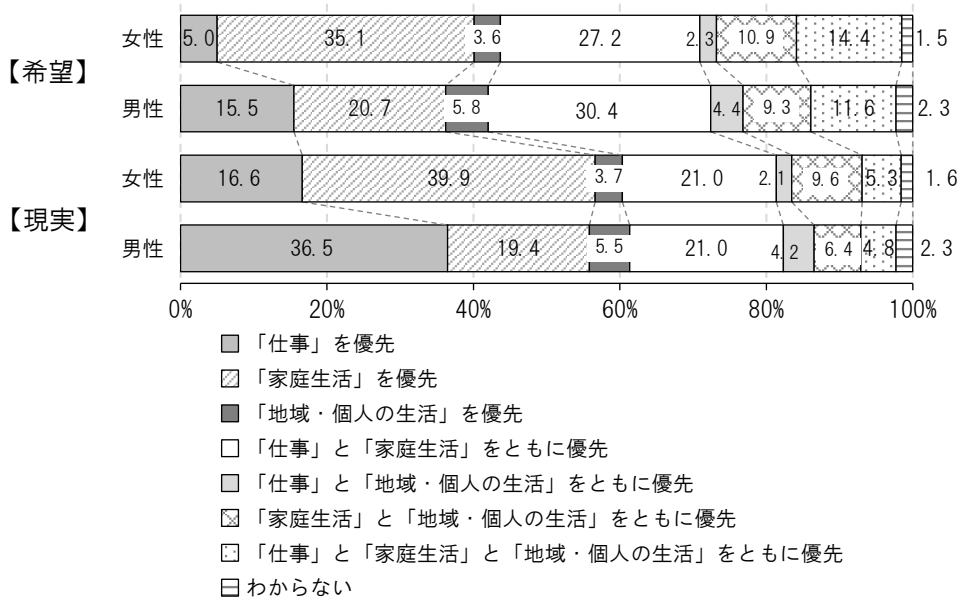

資料：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（令和元年 11 月）

ワーク・ライフ・バランスの推進に必要な取り組み（市川町）

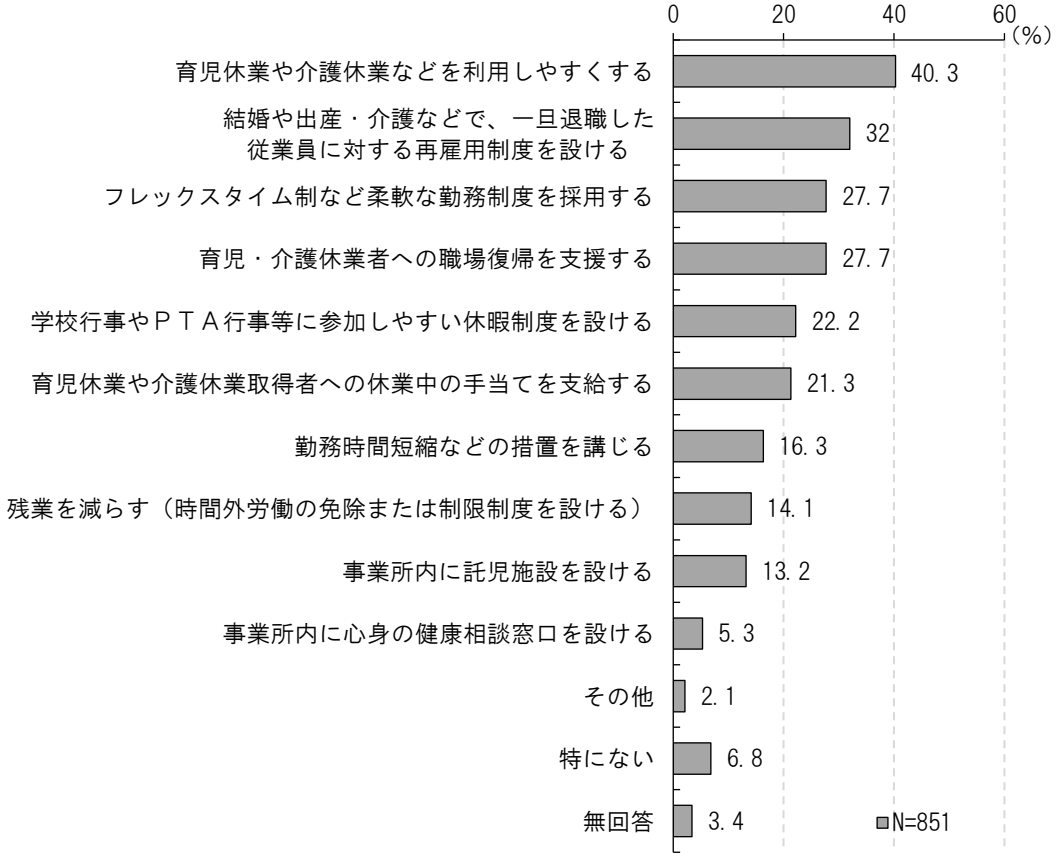

資料：市川町まちづくりに関するアンケート（令和元年 12 月）

施策の方向

男女雇用機会均等法や労働関係法令・制度の趣旨や内容について、兵庫県やハローワーク等と連携し、住民への周知を進めます。

男女が共にゆとりをもって仕事と生活をすることにより、多様な生き方が選択できるよう、ワーク・ライフ・バランスについての考え方を住民に周知します。

施策	具体的な内容
労働関係法令や制度に関する住民への周知	①広報・ホームページ等を活用した周知
ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及	①ワーク・ライフ・バランスの考え方の周知 ②事業主等に対し、ワーク・ライフ・バランスの考え方の周知や労働時間短縮に向けた啓発 ③職員研修の推進

■男性の家事や育児、地域活動等への参画のための環境整備

現状と課題

子育てについては、性別に基づく固定的な役割分担意識による男性中心型労働慣行をはじめとした、子育て世代の男性の長時間労働等の影響で、女性が主にその役割を担っているのが現状です。男性は依然として仕事に費やす時間が多く、家事、育児、介護等に取り組む時間がとれないことが多く、また家事、育児に関する知識や能力を得る機会も少ないことから、ますます家庭生活から遠ざかる状況となっています。近年においては、「イクメン」といった言葉からも、男性の育児への参加も見え始めていますが、諸外国と比べて大きく遅れているのが現状です。

「令和元年就労条件総合調査」によると、企業規模別の年次有給休暇取得率について、パートタイム労働者を除く常用労働者の年次有給休暇の取得率は、男性より女性の方が高く、また、男女共に企業規模が大きいほど取得率が高くなっています。また、企業規模 1,000 人以上の女性の取得率は 62.3%である一方、企業規模 30～99 人の男性では 43.4%にとどまっています。

また、週労働時間 60 時間以上の就業者の割合をみると、令和元年で男性は 9.8%、女性は 2.3%と男女差が大きく、特に子育て期にあたる男性の 30 歳代、40 歳代では 12.4%と男性全体に比べ、高い水準となっています。

市川町の育児休業の取得状況をみると、母親は「取得した（取得中である）」が 44.1%と以前と比べ、15 ポイント以上上昇していますが、父親は「取得した（取得中である）」が 1.0%と低い水準のままです。

ワーク・ライフ・バランスについての考え方を広げることで、男性の労働環境の見直しを図り、女性への固定的な役割分担意識の改善を目指すことが重要です。

企業規模別の年次有給休暇取得率（全国）

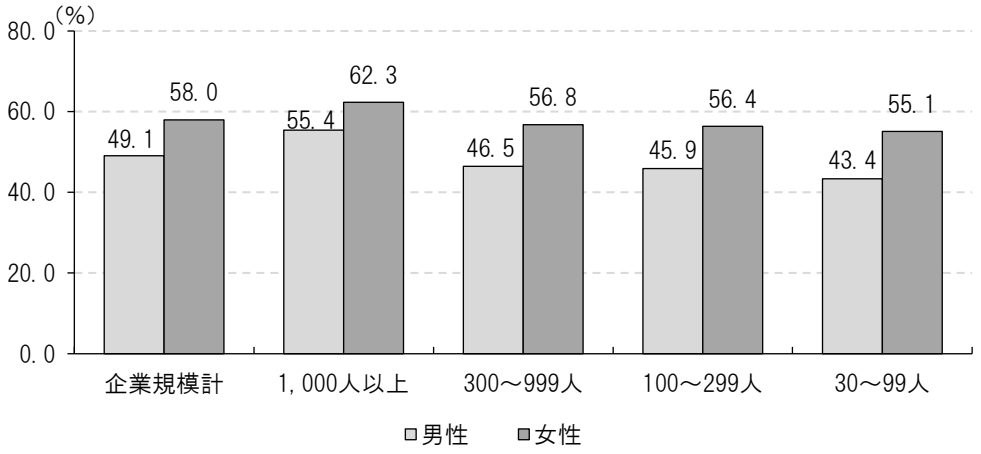

資料：厚生労働省「令和元年就労条件総合調査」

週労働時間 60 時間以上の就業者の割合（全国）

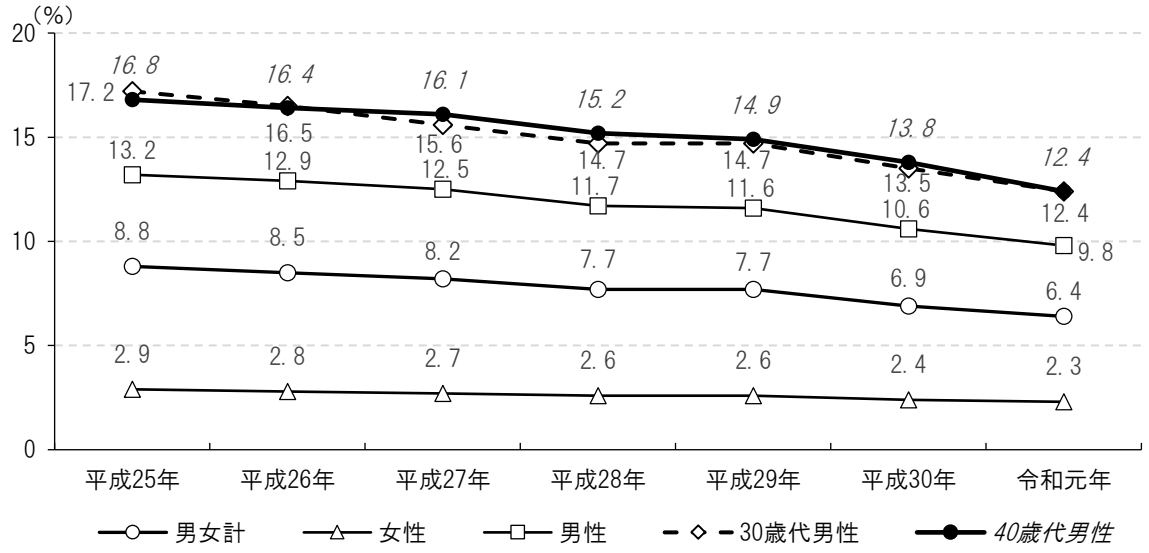

資料：総務省「労働力調査（基本集計）」

育児休業の取得状況（市川町）

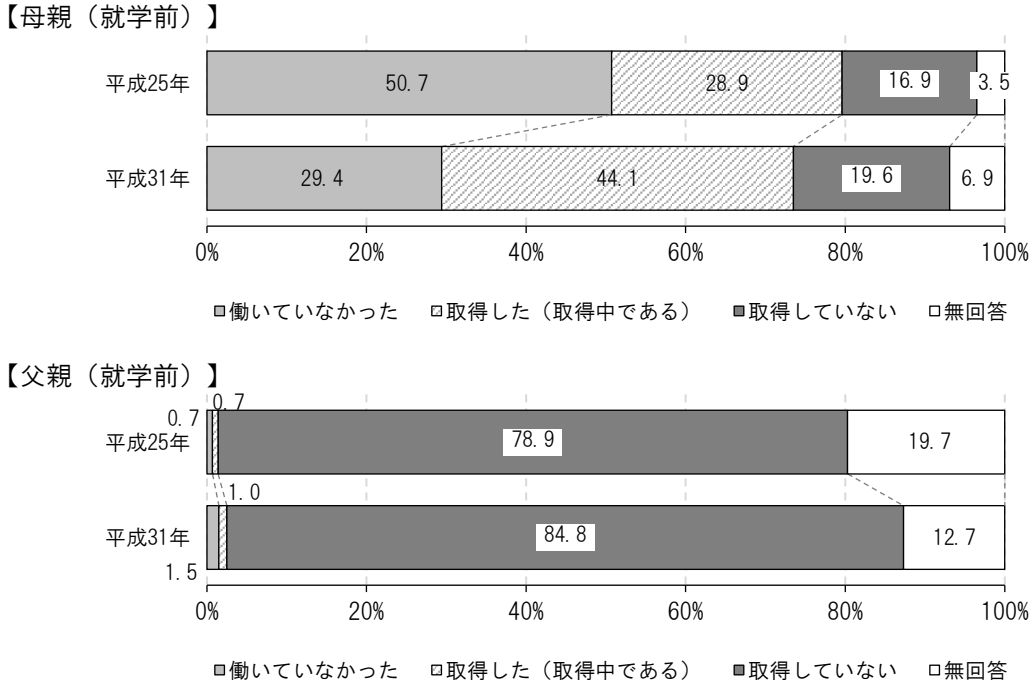

資料：市川町「第２期市川町子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査」（令和元年）

施策の方向

文化、スポーツ、レクリエーション活動等、あらゆる機会での親子での参加のきっかけづくりを増やし、男性の育児参加を促進します。

従業員 101 人以上の企業に義務づけられている次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定について、啓発を行います。

施策	具体的な内容
男性の家庭参加へ支援	①男性の育児勉強会への参加促進 ②親子活動を通じた男性の子育て支援の促進
次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定の促進	①企業への「一般事業主行動計画」策定の啓発 ②「一般事業主行動計画」の策定状況について住民への周知

＜基本目標３＞男女が共に安心して暮らせる安全な社会の実現

（１）安心して暮らしていくための健康支援

■生涯を通じた男女の健康支援

現状と課題

男女でそれぞれ異なる身体的特徴があることから、互いの性差を十分に理解して人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりをもって生きていくことは男女共同参画社会の実現について必要不可欠な要素です。

性差に応じた心身の健康対策が求められており、健康管理の上で生物学的な性差だけではなく、文化的・社会的性差を考慮した心身の健康の保持・増進や医療体制整備を進めていくことが重要です。特に女性の心身の状態は、思春期、妊娠・出産期、更年期、老年期といった、ライフステージごとに大きく変化することから「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（※）」（性と生殖に関する健康と権利）の視点が重要となっています。

国の施策である「がん検診推進事業」では、40～50 代の女性に多い乳がんと、20～30 代の女性に多い子宮がんの予防・早期発見のため、乳がん検診・子宮頸がん検診の無料クーポン券を節目年齢の地域住民に配布し、受診率の向上を図っています。「市川町保健福祉センター調べ」によると、平成 28 年度以降は、乳がん検診の受診率は上昇傾向ですが、子宮がん検診の受診率は低下が続いています。

一方、男性の場合は 30 歳代、40 歳代を中心に長時間労働者が多いことからストレスや過労、食習慣の乱れからくる肥満、さらには喫煙、飲酒などにより健康を損なうといった問題も生じています。

住民一人ひとりが生涯にわたって健康な生活を送るためには、男女の生活スタイルやライフステージに対応した保健・医療等の推進が必要です。

婦人がん検診受診状況（市川町）

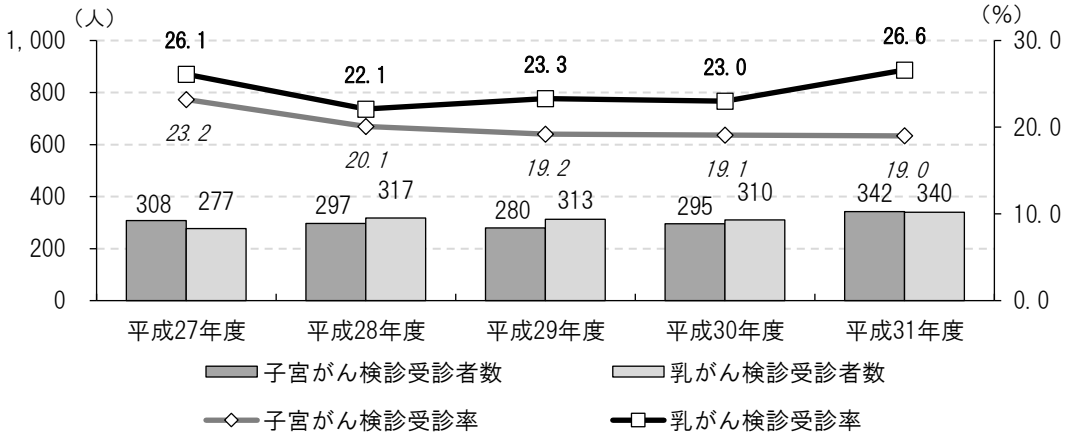

資料：市川町保健福祉センター調べ

※婦人がん検診の受診間隔は２年に１回となっているため、前年度+当該年度で受診者数、受診率を算出しています。

施策の方向

各種がん検診やそのほかの検診について積極的に周知し、未受診者への受診勧奨を行い、受診率の向上を図ります。健康教育に基づいた、栄養・食生活、運動、休養、こころの健康、歯と口腔、たばこ、アルコール、生活習慣病、健康チェック等、ライフステージに対応した健康課題の解決に向けて、学習機会や健康相談の場を提供します。

施策	具体的な内容
分野別健康課題の啓発	①ライフステージに対応した分野別の健康課題についての啓発
健康教育・健康相談の実施	①地域での健康教育の推進 ②出前講座や各種健診を利用した健康相談 ③介護予防教室
各種健康診査、がん検診等の推進	①乳幼児健診 ②学校における健診 ③特定健康診査、特定保健指導 ④成人歯科健診 ⑤各種がん検診 ⑥その他検診

■出産・育児等の母子の健康管理

現状と課題

平成６（1994）年にカイロで開催された「国際人口・開発会議」において、女性の人権の一つとして、性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の概念が提唱され、性に関する個人の意思を尊重し、生涯にわたり健康が保障されることの必要性が確認されました。

女性については、妊娠や出産のための重要な身体的特徴をもっているため、出産・子育てに関わらず、その一生を通じて、男性とは異なる健康上の問題に直面することがあります。

また、子どもを育てる社会環境が大きく変化していることから、育児負担感の表面化、介護によるストレス等も問題になっています。さらに、思春期や更年期における女性の健康をめぐるさまざまな問題についても正しく理解していくことが重要です。必要な場合に相談、検診を受けるための体制整備をしていくことが求められます。

施策の方向

妊娠・出産時の支援を行い、母子にかかる負担を軽減します。

施策	具体的な内容
母子保健事業	①妊娠・出産・育児に関する健康相談・健康教育・健康診査・家庭訪問

＜KPI(重要業績評価指標)＞

取り組み内容		基準値(平成 31 年度)	目標値（令和７年度）
母子保健相談事業受診率	7・8 か月児育児相談	76.5%	92.0%
	1・2 歳児育児相談	72.3%	82.0%

（２）男女共同参画の視点でのセーフティーネット（※）の構築

■生活の安定・ひとり親家庭への支援

現状と課題

単身世帯や高齢者のみ世帯、ひとり親家庭は増加が続いており、また、経済の低成長等の影響により雇用・就業環境が悪化している状況下、生活に困窮する世帯の増加が問題となっています。特に女性は、出産や育児等による就業の中断や非正規雇用が多いことから、経済的困窮に陥りやすい状況にあり、子どもの貧困問題等、次世代にまで問題がつながっていきます。セーフティーネット機能等を活用することで、貧困世帯に対応するとともに、これらを防止するための取り組みや、女性が長期的、安定的に働けるようにすることが必要です。

総務省統計局の「就業構造基本調査」によると、兵庫県の非正規労働者数は増加傾向にあり、正規労働者数は減少傾向にあります。平成 29 年の非正規労働者の内訳は女性が 69.6%を占めている一方、正規労働者の女性が占める割合は 31.9%にとどまっています。

また、国勢調査では、兵庫県のひとり親家庭の世帯数の推移は、平成 17 年をピークに減少傾向にあります。そのうち、母子家庭が約９割を占め、経済的な自立支援が必要な状況にあります。

さらに、総務省の「労働力調査」をみると、男女別・年齢階級別の非正規雇用の割合は、平成 26 年と令和元年を比較すると、男女共にすべての年齢階級で割合は低下していますが、女性の割合の方が高くなっており、特に 35～44 歳、45～55 歳で 40 ポイント以上の男女差となっています。

正規労働者数と非正規労働者数の推移（兵庫県）

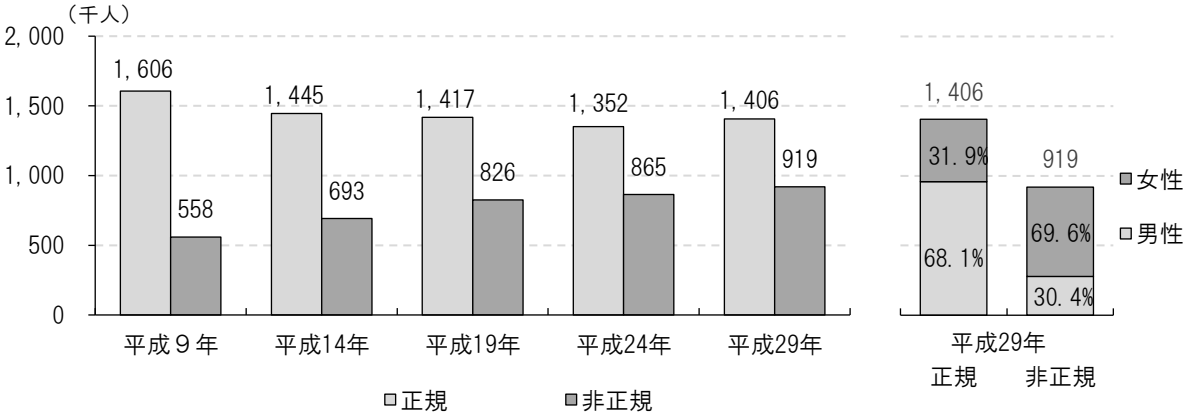

資料：総務省統計局「就業構造基本調査」（平成 29 年）

ひとり親家庭世帯数の推移（兵庫県）

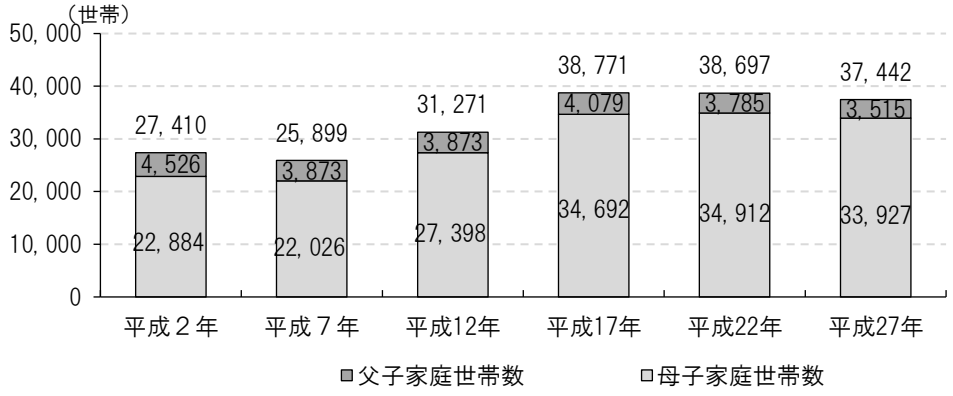

資料：「国勢調査」

年齢階級別非正規雇用者の割合の比較（全国）

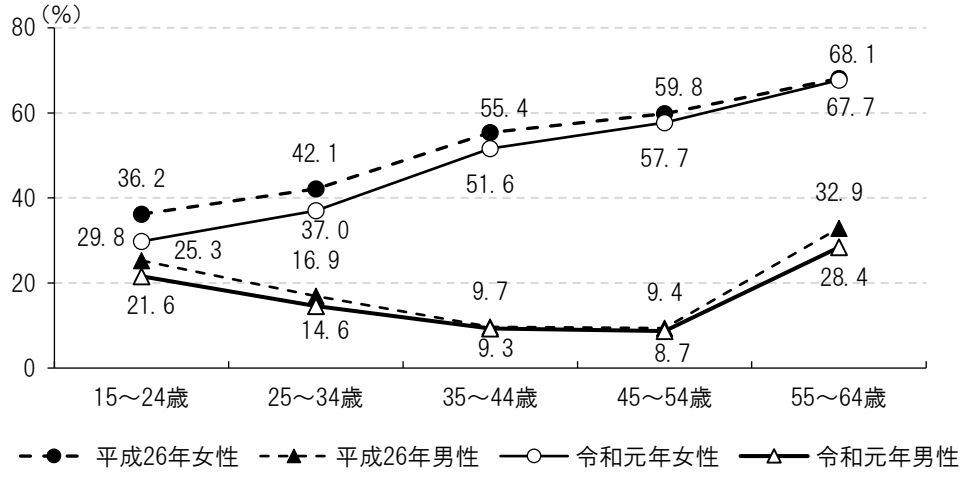

資料：総務省「労働力調査（詳細集計）」

施策の方向

関係課や兵庫県、関係機関等との連携により、ひとり親家庭の親や生活保護受給者等の生活・就労に関する相談や情報提供を進めます。

母性保護（※）等に関する法律や制度の周知を図り、女性が妊娠及び出産後も安心して働くことができるよう、兵庫県やハローワーク等関係機関と連携し、職場環境の整備を促進します。また、子育て世代包括支援センターの機能として、妊娠、出産、子育て期における相談支援、関係機関の連携を図ります。

施策	具体的な内容
就業による生活の自立支援	①ひとり親家庭の親や生活保護受給者等への生活の自立のための支援
働く女性の妊娠・出産に関わる保護	①育児休業制度等の普及 ②妊娠時における定期的な健診の受診の啓発 ③妊娠、出産、子育て期における相談支援、関係機関の連携

■高齢者、障がい者（児）、外国人が安心して暮らせる環境の整備

現状と課題

高齢化が進展するなかで、低年金・無年金者問題への対応など特に高齢期の女性の貧困について、男女共同参画の視点からも取り組みを進める必要があります。また、性的指向（※）や性同一性障害（※）等により困難な状況におかれている場合や、障がいがあること、日本で生活する外国人であることに加えて、女性であることなど、複合的な事由によりさらに困難な状況におかれている場合について、人権尊重の観点からも適切な支援を実施していく必要があります。

市川町の 65 歳以上の高齢者のうち女性の割合は 54.8%と過半数を占めており、70 歳以上では 56.3%とさらに高くなっています。また、国勢調査をみると、一人暮らしの高齢者に占める女性割合は 65.0%となっています。

男女共同参画に関わる課題があるなかで、高齢者への経済的支援、障がい者（児）や外国人への適切なサポート支援、情報提供を行う等、各関係機関との連携も含めた複合的な取り組みの実施に努めます。

高齢者に占める女性割合（市川町）

令和２年３月	女性人口	男性人口	女性割合
65 歳以上	2,372 人	1,956 人	54.8%
70 歳以上	1,851 人	1,439 人	56.3%

資料：市川町ホームページ

一人暮らし高齢者に占める女性割合（市川町）

65 歳以上	女性人口	男性人口	女性割合
平成 22 年	262 人	116 人	69.3%
平成 27 年	310 人	167 人	65.0%

資料：国勢調査

施策の方向

関係課や兵庫県、関係機関等との連携により、生活保護受給者等の生活・就労に関する相談や情報提供を進めます。

介護や介助、支援を必要とする高齢者や障がい者（児）が、住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、関係機関やサービス事業者等と連携し支援します。

施策	具体的な内容
就業による生活の自立支援	①関係課や兵庫県、関係機関等との連携による、ひとり親家庭の親や生活保護受給者等への生活の自立のための支援
高齢者や障がい者（児）の自立した生活への支援	①介護サービスや地域支援事業の推進 ②障害福祉サービス、地域生活支援事業の推進

＜基本目標４＞男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

（１）男女共同参画の視点に立った福祉環境・防災体制の整備と充実

■子育て、介護に関する支援の充実

現状と課題

市川町における子育ての現状は、女性の就業率の上昇、共働き家庭やひとり親家庭の増加など以前と比べて子育てがしづらい状況となっています。地域のつながりの希薄化に伴い、子育てをする女性が周りに気軽に相談できる人がいない等、社会から孤立し、疎外感をもつ女性も少なくありません。認定こども園の開園、幼児教育・保育の無償化など子育て支援の施策を推進していますが、子育ての基本は家庭の子育て環境が大きく影響します。

一方、このような現状があるなかで、夫婦間の子育てや高齢者等の介護・世話についての役割分担意識には変化がみられます。市川町の「子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査」によると、子育ての主体が「父母ともに」という家庭が就学前児童で 54.9%、小学生で 52.8%と半数を超え、平成 25 年と比べても上昇しています。イクメンという言葉も定着しつつあり、各家庭で夫婦が共に協力していくべきという考え方が高まってきています。

子育ての主体（市川町）

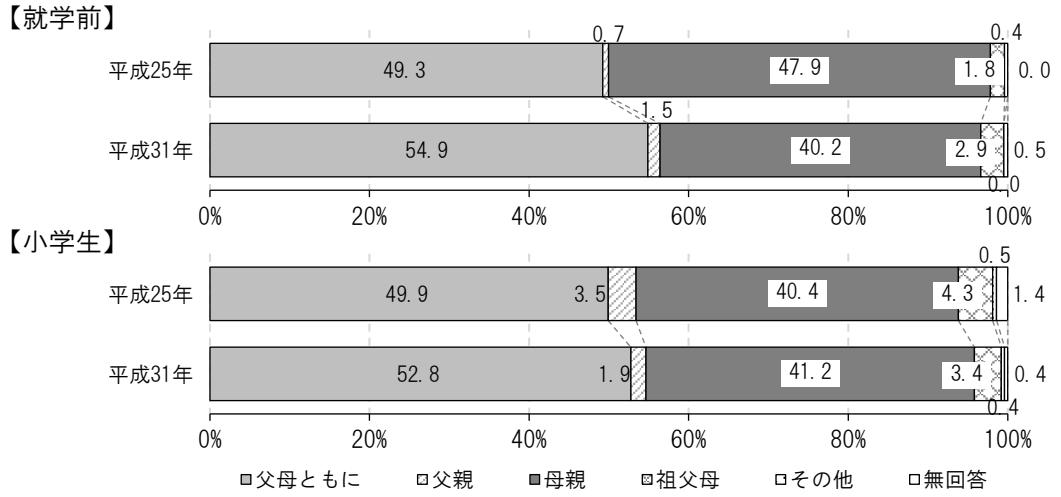

資料：市川町「第２期市川町子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査」（令和元年）

近年の子育てに関する状況の変化には、女性の就業や性別役割分担に対する男女の意識変化とともに、男性の就業を取り巻く状況の変化も大きく影響していると考えられます。特に若い世代の雇用、就労環境が年々厳しくなっており、貧困世帯が増加しています。このような状況下、男性雇用者が一人で家計を支えることが以前と比べて難しくなり、共働き世代が年々増えてきています。

「市川町まちづくりに関するアンケート」をみると、「あなたは、どのような支援や対策を行えば、子どもの数が増えると思いますか。（○は３つまで）」という質問に対して、回答が多かった意見は、「働きながら子育てできる環境づくり」、「子育てに伴う経済的負担の軽減」、「結婚に対する支援」でした。子育てにかかる金銭的負担の軽減とともに、子どもを預ける施設や人員の確保、就労先の子育てに対しての就労条件の緩和や再就職の促進などの環境整備が求められています。

子どもの数を増やすために必要と思われる支援や対策（市川町）

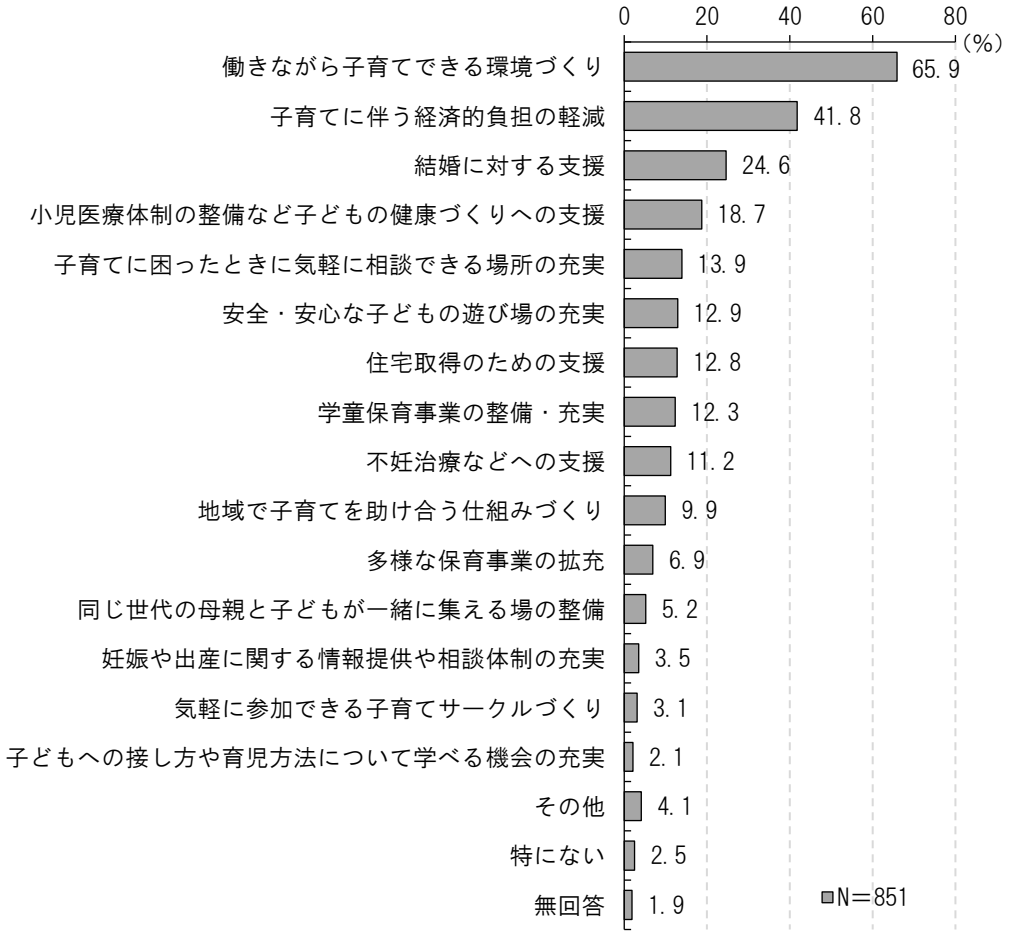

資料：市川町まちづくりに関するアンケート（令和元年 12 月）

市川町の介護の状況をみると、主な介護者の性別は女性が 69.9%と約７割、介護者の本人との関係は「子」が最も多く、次いで、「配偶者」、「子の配偶者」の順となっています。また、介護と離職について、「主な介護者が仕事を辞めた（転職除く）」、「主な介護者が転職した」を合わせると 5.7%となっています。

今後、ますます高齢社会となるなかで、要介護等認定者が増加し、認知症高齢者や老老介護の問題も深刻化し、介護者への負担は増えていくと考えられます。介護の負担が大きいのは女性という現状がいまだに続いている状況となっており、男女双方で負担が偏りすぎない状況を目指していくために、地域で支えあう仕組みづくりを検討するとともに、介護保険外サービスを含めた多様な介護サービスの提供に努めます。

主な介護者の性別（市川町）

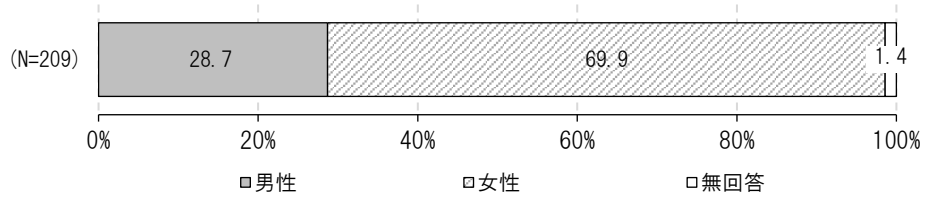

主な介護者の本人との関係（市川町）

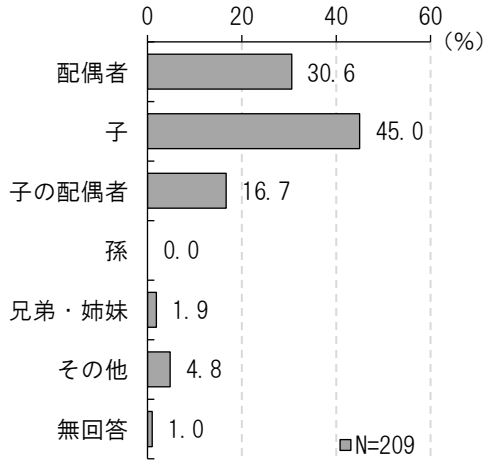

介護のための離職の有無（市川町）

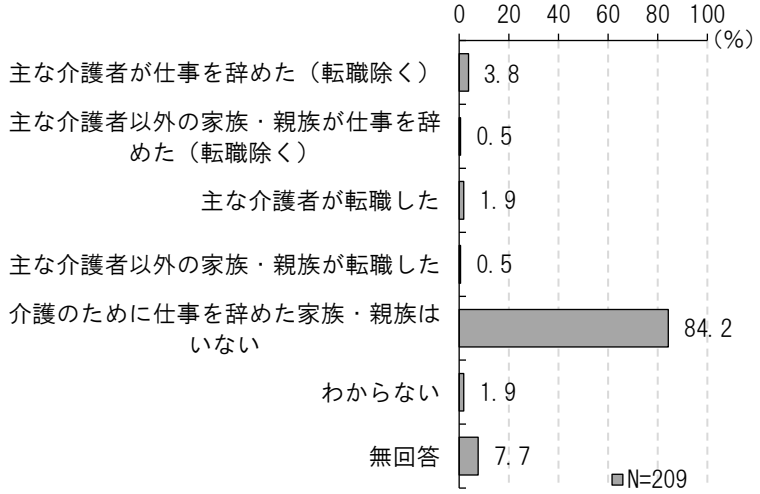

資料：在宅介護実態調査（令和２年８月）

施策の方向

地域での子育て支援として、地域で活動する団体や組織の連携の促進を図るとともに、地域に開かれたこども園運営や子育て支援ボランティアの育成等を図ります。

介護や介助等の負担が一人に集中することがないよう、介護サービスの効果的な利用とともに、家庭の実情にあった分担等の必要性について啓発します。また、男性の介護や家事等への参加についても啓発を行います。

高齢者が要介護状態等にならないように、健康維持と介護予防に努めます。

施策	具体的な内容
子育て支援の充実	①こども園での預かり保育の実施 ②各種子育て活動の促進 ③地域子育て支援センターの活用
介護等への男女共同参画についての啓発	①介護等への男性の参加や家族みんなが担うことの必要性についての啓発
認知症に対する理解の促進	①認知症に関する広報や予防教室、講習会の開催 ②認知症サポーターの養成
男性に対する介護教室等の開催	①男性クッキング教室 ②介護教室の開催 ③家族介護者の交流
介護予防事業	①介護予防事業（通所型・地域型・自主活動） ②見守り支援

■高齢者・障がい者（児）等の社会参加の促進

現状と課題

少子高齢化は全国的な課題であり、市川町でもその課題に重点的に取り組んでいく必要があります。

国勢調査から市川町の総人口及び年少人口、生産年齢人口、高齢人口の３階層を比較してみると、市川町の総人口は平成２年の 15,105 人から減少を続け、平成 27 年には 12,285 人となっています。また、年少人口比と高齢人口比をみると、平成 2 年から平成 7 年にかけて比率が転じて、高齢人口比が年少人口比を上回り、以降、高齢化が急速に進んでいます。平成 27 年では、年少人口が 1,310 人で総人口の 10.7%となり、高齢人口は 4,060 人で総人口の約 33.0%を占めています。

市川町総人口と３階層別人口の推移

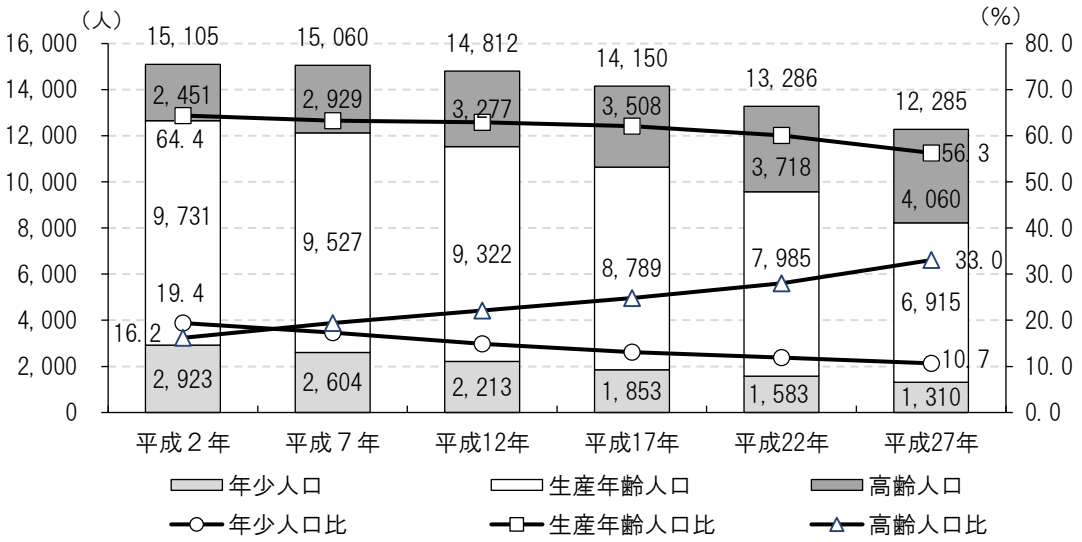

資料：国勢調査

一方、障害者手帳の所持者数は平成 25～26 年をピークに年々減少しており、平成 31 年では 775 人と前年と比べ、７人の減少となっています。内訳をみると、身体障がい者が 569 人と多く、知的障がい者が 137 人、精神障がい者が 69 人となっています。身体障がい者は減少傾向にありますが、知的、精神障がい者は増加傾向にあります。こうした状況のなかで、政府は「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」に基づき、障がい者（児）、高齢者、妊婦や子ども連れの人を含むすべての男女が社会の活動に参加・参画し、社会の担い手として役割と責任を果たしつつ、自信と喜びをもって生活を送ることができるよう、ハード・ソフト両面にわたる社会のバリアフリー・ユニバーサルデザインの推進に取り組んでいます。

指定難病や発達障がいなど、障がいの内容も多様化しており、介護、介助者の悩みや相談も複雑化しています。介護、介助者への負担を軽減し、すべての人が元気でいきいきと生活していくために、高齢者、障がい者（児）の自立を支援していくとともに、自立しやすい社会基盤の整備が必要です。

障害者手帳の所持者数（兵庫県）

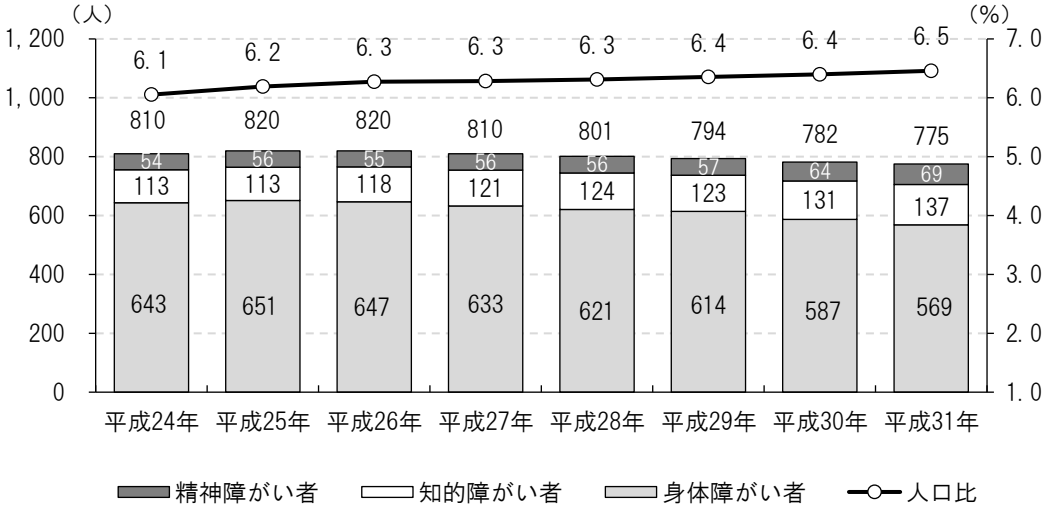

資料：健康福祉課

施策の方向

施策	具体的な内容
相談体制・情報提供の充実	①高齢者・障がい者（児）への相談支援 ②社会参画に向けた適切な情報提供
社会参画に向けた支援の推進	①社会参画ができるための交流事業、外出支援、活動の場の確保等の福祉サービスの充実

■防災対策への男女共同参画の視点の反映

現状と課題

阪神淡路大震災、東日本大震災の教訓から、地域の防災分野における女性の参画推進が求められています。近年、全国各地で集中豪雨が多発し、また大規模地震の可能性も指摘されていることから、大規模災害発生時における防災体制の整備の重要性は増しています。避難所が開設された際、衛生面、心身の健康面、安全面において男女それぞれのニーズに配慮するためにも、平時から男女共同参画の視点を反映できる防災体制を組んでいくことが重要です。

平成 31 年４月の市町男女共同参画施策推進状況調査によると、市川町における女性の防災会議委員はいませんでしたが、今後は防災の面においても男女協働による体制の構築を目指します。

防災会議委員に占める女性割合

	防災会議		
	委員総数	女性委員数	女性委員割合
市川町	20 人	0 人	0.0%
兵庫県内市町合計	1,294 人	128 人	9.9%
兵庫県	56 人	8 人	14.3%

資料：市町男女共同参画施策推進状況調査（平成 31 年４月１日）

施策の方向

平成 28 年４月策定の防災計画においては、防災分野の意思決定段階への女性の参画を拡大し、防災対策や避難所運営に男女双方の視点が活かされるよう、女性防災リーダー育成を行います。

災害用備蓄品の準備等、日ごろの防災対策に男女双方の視点を活かし、災害時には男女の異なったニーズを把握した避難所運営ができるよう平時から準備を進めます。

施策	具体的な内容
防災分野の意思決定への女性の参画拡大	①防災会議委員への積極的な女性登用の推進
女性の視点を取り入れた地域防災活動の推進	①防災における男女共同参画のための講座を実施 ②自主防災組織等における女性防災リーダーの育成 ③避難所運営組織への女性の参画を推進
男女のニーズに配慮した避難物資の整備	①指定避難所等における女性の視点による災害用備蓄品の充実

（２）国際交流の推進

■地域での多文化交流と理解の促進

現状と課題

市川町では、「人権教育のための国連 10 年（※）」行動計画に基づき、あらゆる人権に関する課題について、文化、教育、交流を通じて理解を深めることに努めてきました。外国人については、「異文化理解や多文化共生の重要性についての認識を高め、国際感覚の醸成に資する教育及び啓発の推進」を図ることで、周知と啓発に専念してきました。今後ますます国際化、多様化が進む日本社会において、外国人との交流を深め、互いの文化や習慣を学びあい、多様な男女平等参画の視点を育んでいくことが肝要です。これまでも、国際交流の機会提供に努め、さまざまな年齢層の男女が参加できる事業を実施してきましたが、今後も継続して交流機会の創出に取り組んでいきます。

施策の方向

男女平等に関する国際的な取り組み等について理解を促進するとともに、人権について正しく理解し、互いに尊重しあう関係性の構築のための情報提供を行います。また、交流事業の推進、交流機会の創出を図ります。

施策	具体的な内容
国際交流と国際理解の促進	①地域住民と外国人との交流機会の創出

■在住外国人への男女共同参画の周知啓発

現状と課題

男女共同参画社会の実現は、昭和 50（1975）年の国際婦人年以降、全世界の共通課題となっています。世界では、SDGｓにおいて、ゴール５として「ジェンダー平等の実現と女児のエンパワーメント」を掲げています。近年の日本においても、政治・経済・交流等あらゆる面で国際化の進行、全国的な在住外国人数の増加もあり、さまざまな人種や文化の交流の機会も増えてきています。市川町の在住外国人は、平成 12 年には 20 人でしたが、平成 27 年の国勢調査では、83 人に増加し、今後も増加が見込まれます。

男女共同参画の理念や目標は、国や文化を越えて、理解し目指していく必要があります。男女平等参画の視点のもとで、外国人にも暮らしやすい生活を支援していくために、情報の発信や周知・啓発が求められます。

市川町における在住外国人人口

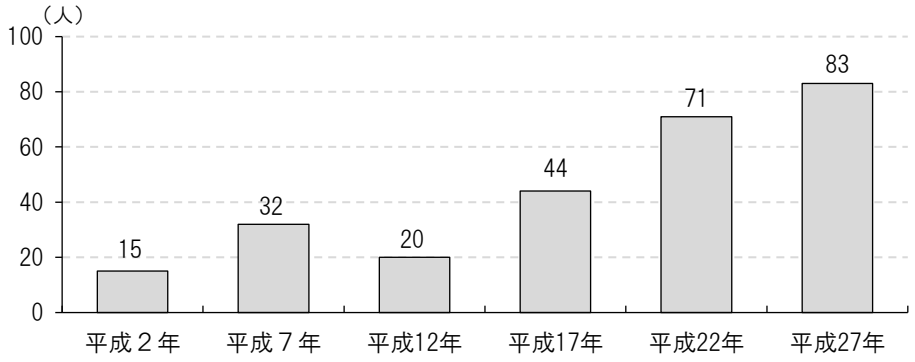

資料：「国勢調査」

施策の方向

在住外国人が男女平等参画に日本でも取り組めるよう、情報の提供と周知・啓発に努めます。また、生活習慣が異なる外国人が日本でも安心して暮らしていくための資料の配布を実施し、日常生活に関する情報の提供に努めます。

施策	具体的な内容
在住外国人への支援の充実	①男女平等に関わる情報等の周知・啓発

＜基本目標５＞推進体制の整備

（１）計画の推進と進行管理

■庁内推進体制の充実

現状と課題

男女共同参画社会の実現に向けて、広範かつ多岐にわたる取り組みを着実に展開し、実施していくためには、庁内での各課との連携強化と計画及び施策の定期的な見直しが不可欠です。庁内での課を越えた横断的な取り組みを密接に行うことが、計画推進のために重要です。

そこで、市川町では平成 28 年度から、女性活躍推進法に関する特定事業主行動計画（※）を策定することで、庁内での男女共同参画意識の向上及び女性職員の活躍の推進に努めています。

施策の方向

すべての職員が男女共同参画の理念を理解し、業務の遂行に活かされるよう職員の意識づくりを強化していくとともに、男女が働きやすい職場づくりを目指します。

施策	具体的な内容
職員への男女共同参画の意識づくり	①庁内職員への男女共同参画の周知・啓発
男女が働きやすい職場環境の整備	①男女共同参画の視点に基づいた働きやすい環境の整備・配慮の徹底 ②特定事業主行動計画に基づく取り組みの充実

■国、県、住民、関係団体、事業所との協働、連携

現状と課題

本計画で掲げている「男女が共に尊重しあい、誰もが等しく自分らしい生き方が実現できる豊かな社会を目指して」いくためには、計画のなかに体系立てた施策・事業を総合的に展開するとともに、すべての施策・事業に男女平等の視点を反映させていくことが必要です。そのためには、町だけではなく、国、県とともに計画を推進し、さらに地域住民及び関係団体、事業所との協働・連携が重要です。さまざまな個々の状況を把握し、迅速かつ的確な情報収集・発信を行っていくとともに、課題に応じた対策を講じていく必要があります。

施策の方向

多様な主体による連携を維持・強化していき、効果性の大きい実現可能な計画として推進していきます。

施策	具体的な内容
地域住民・関係団体・事業所等との連携強化	①地域住民・関係団体・事業所等への迅速かつ適切な情報提供・情報共有の実施

参 考 資 料

１．男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日第78号
改正：平成11年7月16日法律第102号
同11年12月22日同第160号

目次

前文
第一章　総則（第一条―第十二条）
第二章　男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条―第二十条）
第三章　男女共同参画会議（第二十一条―第二十八条）
附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　男女共同参画社会の形成男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二　積極的改善措置前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条　男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条　男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条　男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条　男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条　男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条　国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条　国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一条　政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十二条　政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2　政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章　男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第十三条　政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2　男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二　前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3　内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4　内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5　前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第十四条　都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2　都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二　前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3　市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4　都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条　国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条　国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条　国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合 における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条　国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努

めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条　国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条　国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章　男女共同参画会議

（設置）

第二十一条　内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十二条　会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二　前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三　前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四　政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第二十三条　会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

（議長）

第二十四条　議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2　議長は、会務を総理する。

（議員）

第二十五条　議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一　内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二　男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2　前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3　第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4　第一項第二号の議員は、非常勤とする。

（議員の任期）

第二十六条　前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

（資料提出の要求等）

第二十七条　会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に

対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2　会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第二十八条　この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

（男女共同参画審議会設置法の廃止）

第二条　男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

（経過措置）

第三条　前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2　この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同 一の期間とする。

3　この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附　則　（平成十一年七月十六日法律第百二号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　略

二　附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定　公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条　この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで　略

十一　男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第三十条　第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、

別に法律で定める。

附　則　（平成十一年十二月二十二日法律第百六十号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。（以下略）

２．配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成13年4月13日法律第31号
最終改正：令和元年6月26日法律第46号

目次

第一章　　総則（第一条・第二条）
第一章の二　基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）
第二章　　配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条）
第三章　　被害者の保護（第六条―第九条の二）
第四章　　保護命令（第十条―第二十二条）
第五章　　雑則（第二十三条―第二十八条）
第五章の二　補則（第二十八条の二）
第六章　　罰則（第二十九条・第三十条）

我が国においては、日本国憲法 に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章　総則

（定義）

第一条　この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

２　この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

３　この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二　基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二　内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

２　基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三　その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

３　主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

４　主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第二条の三　都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

２　都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三　その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

３　市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

４　都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

５　主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章　配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第三条　都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

２　市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

３　配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業

務を行うものとする。

一　被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二　被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三　被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四　被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五　第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六　被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

４　前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

５　配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第四条　婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条　都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章　被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条　配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

２　医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

３　刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

４　医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条　配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条　警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するた

めに必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二　警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三　社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条　配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二　前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章　保護命令

（保護命令）

第十条　被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離 婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一　命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二　命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2　前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一　面会を要求すること。

二　その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三　著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四　電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五　緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六　汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七　その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八　その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3　第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4　第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5　前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意

（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条　前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

２　前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一　申立人の住所又は居所の所在地

二　当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条　第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一　配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二　配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三　第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四　第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五　配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ　当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ　相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ　相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ　相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

２　前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条　裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条　保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

２　申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずる

ものとする。

3　裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条　保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2　保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3　保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4　保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5　保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条　保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2　前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3　即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4　前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5　前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6　抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7　前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8　前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条　保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経

過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

２　前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

３　第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

（第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て）

第十八条　第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

２　前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

（事件の記録の閲覧等）

第十九条　保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

（法務事務官による宣誓認証）

第二十条　法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

（民事訴訟法の準用）

第二十一条　この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第二十二条　この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章　雑則

（職務関係者による配慮等）

第二十三条　配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

２　国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第二十四条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第二十五条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第二十六条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第二十七条　都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一　第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二　第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

三　第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四　第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

２　市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第二十八条　国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

２　国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一　都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二　市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二　補則

（この法律の準用）

第二十八条の二　第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章　罰則

第二十九条　保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条　第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附　則　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条　この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附　則　（平成一六年六月二日法律第六四号）

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条　この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

２　旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場

合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条　新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附　則　（平成一九年七月一一日法律第一一三号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条　この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附　則　（平成二五年七月三日法律第七二号）　抄

（施行期日）

１　この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附　則（平成二六年四月二三日法律第二八号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　略

二　第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定　平成二十六年十月一日

附　則（令和元年六月二六日法律第四六号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定　公布の日

（その他の経過措置の政令への委任）

第四条　前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討等）

第八条　政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

２　政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

３．女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成27年9月4日　法律第64号
改正：令和元年6月5日　法律第24号

目次

第一章　総則（第一条ー第四条）
第二章　基本方針等（第五条・第六条）
第三章　事業主行動計画等
第一節　事業主行動計画策定指針（第七条）
第二節　一般事業主行動計画等（第八条ー第十八条）
第三節　特定事業主行動計画（第十九条）
第四節　女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）
第四章　女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条ー第二十九条）
第五章　雑則（第三十条ー第三十三条）
第六章　罰則（第三十四条ー第三十九条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条　女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

２　女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活

と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

３　女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条　国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条　事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章　基本方針等

（基本方針）

第五条　政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

２　基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二　事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三　女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ　女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ　職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ　その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四　前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

３　内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

４　内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

５　前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（都道府県推進計画等）

第六条　都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

２　市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

３　都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章　事業主行動計画等

第一節　事業主行動計画策定指針

第七条　内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

２　事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一　事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

二　女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三　その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

３　内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節　一般事業主行動計画

（一般事業主行動計画の策定等）

第八条　国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

２　一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　計画期間

二　女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三　実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

３　第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

４　第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

５　第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

６　第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

７　一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

８　第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

第九条　厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（認定一般事業主の表示等）

第十条　前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

２　何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定の取消し）

第十一条　厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

一　第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

二　この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三　不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

（基準に適合する認定一般事業主の認定）

第十二条　厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（特例認定一般事業主の特例等）

第十三条　前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

２　特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

（特例認定一般事業主の表示等）

第十四条　特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

２　第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

（特例認定一般事業主の認定の取消し）

第十五条　厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

一　第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
二　第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
三　第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
四　前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
五　不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

（委託募集の特例等）

第十六条　承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

２　この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

３　厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

４　承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

５　職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

６　職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

７　厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条　公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小

事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条　国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節　特定事業主行動計画

第十九条　国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

２　特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　計画期間

二　女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三　実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

３　特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

４　特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

５　特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

６　特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

７　特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節　女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十条　第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一　その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二　その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

２　第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、

又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十一条　特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一　その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二　その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章　女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第二十二条　国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

２　地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

３　地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

４　前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（財政上の措置等）

第二十三条　国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（国等からの受注機会の増大）

第二十四条　国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

２　地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

（啓発活動）

第二十五条　国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第二十六条　国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（協議会）

第二十七条　当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二

条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

２　協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

３　協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一　一般事業主の団体又はその連合団体

二　学識経験者

三　その他当該関係機関が必要と認める者

４　協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

５　協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十八条　協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十九条　前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第三十条　厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（公表）

第三十一条　厚生労働大臣は、第二十条第一項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第二項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（権限の委任）

第三十二条　第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第三十三条　この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章罰則

第三十四条　第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一　第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二　第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条　次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一　第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二　第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三　第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二　第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三　第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四　第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条　第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附則抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

（この法律の失効）

第二条　この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

２　第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

３　協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

４　この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第三条　前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条　政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則（平成二九年三月三一日法律第一四号）抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定　公布の日

二・三　略

四　第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二条、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定　平成三十年一月一日

（罰則に関する経過措置）

第三十四条　この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（令和元年六月五日法律第二四号）抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定　公布の日

二　第二条の規定　公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（罰則に関する経過措置）

第五条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第七条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

４．用語解説

あ行

● 育児・介護休業法

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」のことです。子育てや介護等家庭の状況から時間的制約を抱えている時期の労働者に対して、仕事と家庭の両立支援を行う法律です。平成 28 年の改正で、事業主は育児休業、介護休業により労働者の就業環境が害されることのないよう、体制の整備、その他の雇用管理上の必要な措置を講じる義務が追加されました。

● 育児休業

労働者が子を養育するためにする休業をいいます。労働者と法律上の親子関係がある「子」であれば、実子、養子を問いません。もちろん父親、母親のいずれでも育児休業をすることができます。

● 一般事業主行動計画

次世代育成支援対策推進法に基づき、企業が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むにあたって、（1）計画期間、（2）目標、（3）目標達成のための対策及びその実施時期を定めるものです。令和元年の女性活躍推進法の改正により、策定・届出義務及び自社の女性活躍に関する情報公表の義務の対象が、常時雇用する労働者が 301 人以上から 101 人以上の事業主に拡大されました。

● SDGｓ

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals の略称）で、2015（平成 27）年９月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された 2016（平成 28）年から 2030（令和 12）年までの 15 年間の行動目標です。

17 の目標、169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。SDGs は発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

● M 字カーブ

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30 歳代を谷とし、20 歳代後半と 40 歳代後半が山になるアルファベットの M のような形になることをいいます。これは、結婚や出産を機に一度就業から離れる女性が多く、子育てが一段落して、再び就業に就きはじめるという特徴があるためです。なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられません。

● NPO

ボランティア団体や市民団体等、民間の営利を目的としない団体（Non Profit Organization）の総称です。従来、これらの団体は、法人格をもたない任意団体として活動していましたが、特定非営利活動促進法（通称：NPO 法）の制定により、「特定非営利活動法人」という法人格を得ることができるようになりました。男女共同参画をはじめとして、福祉、まちづくり、環境等さまざまな分野で活動を行っています。

● エンパワーメント

自分自身の生活と人生を決定する権利と能力をもち、さまざまなレベルの意思決定過程に参画し、社会的・経済的・政治的な状況を変えていく力をもつことをいいます。

か行

● キャリアカウンセリング
労働者の職業の選択、職業生活設計または職業能力の開発及び向上に関する相談援助のことです。

● キャリア教育
子どもたちが生きる力を身につけ、それぞれが直面するさまざまな課題に対応し、社会人として自立できるようにするための教育活動のことをいいます。

● 固定的な性別役割分担
男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、男女という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいいます。「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男女の役割を決めている例です。

● 子どもの貧困対策の推進に関する法律
少子化に伴う負の影響への拍車を防ぐため、平成 25 年に成立した法律です。この法律に基づき「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定され、子どもの貧困に関する指標が掲げられています。重点施策として教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援や調査研究に関する各政策とともに、施策の推進体制として国民運動を展開することが盛り込まれました。

さ行

● ジェンダー
「社会的・文化的に形成された性別」のことです。人間には生まれついての生物学的性別（セックス／sex）があります。一方、社会通念や慣習のなかには、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男女の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）といいます。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いといった価値を含むものではなく、国際的にも使われています。

● ジェンダーギャップ指数
世界経済フォーラムが毎年発表している、世界男女格差指数のことです。各国を対象に、政治・経済・教育・健康の 4 部門について、男女にどれだけの格差が存在しているかを分析してスコア化し、そのスコアを元に各国の男女平等の順位をつけます。

● 食育
子どもの心と身体の健康を増進し、豊かな人間性と健全な食生活を目指すとともに、すべての人の生活習慣病を予防し、健康寿命を延ばすため、「食」に対する考え方を育て、「その選択を手助け」することを目的に行う教育のことです。

● 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）
女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するために制定されました。これにより、平成 28 年 4 月 1 日から、労働者 301 人以上の大企業は、女性の活躍推進に向けた行動計画の策定等が新たに義務づけられることとなりました。

● 人権教育のための国連 10 年
平成 6 年 12 月の国連総会において、平成 7 年（1995 年）から平成 16 年（2004 年）までの 10 年間を「人権教育のための国連 10 年」とすることが決まり、日本では平成 7 年に人権教育のための国連 10 年推進本部を設置しました。
「人権教育のための国連 10 年」に関する国内行動計画では、「男女共同参画 2000 年プラン」を踏まえた取り組みの推進、政策・方針決定過程への女性の参画拡大、男女共同参画の視点に立った社

会制度・慣行の見直しと意識の改革、女性の人権についての教育・研修・啓発活動の推進等について記述されています。

● ストーカー（行為）

一方的に相手に恋愛感情や関心を抱き、相手もまた自分に愛情や関心を抱いている、あるいは抱くようになるはずだと思い込み、執拗に相手をつけ回し迷惑や被害を与える行為のことをいいます。

● ストーカー規制法

正式名は「ストーカー行為等の規制等に関する法律」で、ストーカー行為者に警告を与えたり、悪質な場合、逮捕することで被害を受けている方を守る法律です。平成 25 年の改正では、被害者から拒まれたにも関わらず連続して電子メールを送信する行為が新たに「ストーカー規制法」の規制対象となりました。

● セーフティーネット

個人から企業、団体、社会全体における、リスク（危険）に対する防衛装置のことです。特に個人では、社会保障制度がセーフティーネットにあたり、なかでも生活保護は最後のセーフティーネットといわれています。自治体では、貧困や経済的な悩みを抱える人を支援する相談体制や事業も含まれます。

● 生活困窮者自立支援法

「現在生活保護を受給していないが、生活保護に至る可能性のある者で、自立が見込まれる者」を主な対象者として支援を行う制度のことです。自立相談支援事業、家計相談支援事業、子どもの学習支援、就労準備支援事業、就労訓練事業、一時生活支援事業、住居確保給付金の支給等を行っています。

● 性的指向

性的指向とは、人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すものです。具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を指します。

● 性同一性障害

生物学的な性別（sex）と、性別の自己意識あるいは自己認知であるジェンダー・アイデンティティ（gender identity）の両者が一致しない状態であることをいいます。

● セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）

一般的には職場・学校・地域等での性差別の具体的な現れとしておきる「性的いやがらせ」で、他の人を不快にさせる性的な言動をいいます。具体的には身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、多くの人の目に触れる場へのわいせつな写真の掲示等が含まれます。特に職場でのセクシュアル・ハラスメントは社会問題として認識されており、「男女雇用機会均等法」の定義では、「職務上の地位を利用した性的な関係の強要や、それを拒否した人に対して減給や降格を負わせる行為、または性的な言動により働く人たちを不快にさせ、職場環境を損なう行為」を指します。こうした行為は男女に関わらず重大な人権侵害の一つです。

● ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）

友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とする、コミュニティ型のサービスをいいます。

た行

● 多様性

ダイバーシティともいいます。性別や国籍、年齢等に関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会といいます。

● 男女雇用機会均等法

「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」のことです。「女子差別撤廃条約」を批准するため昭和 60 年（1985 年）に制定されました。平成 25 年の改正では、間接差別となり得る措置の範囲の見直し、性別による差別事例の追加、セクシュアル・ハラスメントの予防・事後対応の徹底のためのセクハラ指針の見直し、コース等別雇用管理についての指針の制定等が行われ、平成 28 年３月の改正では、妊娠・出産等に関するハラスメント（マタニティ・ハラスメント）の防止措置義務が追加されました。

● 特定事業主行動計画（女性活躍推進法に基づく）

特定事業主とは、国・地方公共団体の機関のことをいいます。「女性活躍推進法」の策定により「女性職員の活躍のための計画」の策定が義務化されました。

は行

● 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV 防止法）

配偶者からの暴力に関わる通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律です。平成 25 年の改正では生活の本拠を共にする交際関係にある相手からの暴力についても、この法律を準用することになりました。

● パープルリボン

1994 年にアメリカで始まった女性に対する暴力根絶の運動です。今では、40 か国以上の国々に広がり、国際的なネットワークに発展し、多くの方々にパープルリボン運動が広がっています。

● 防災基本計画

国の災害対策の根幹をなす防災分野の最上位計画です。防災体制の確立、防災事業の促進、災害復興の迅速適切化、防災に関する科学技術及び研究の振興、防災業務計画及び地域防災計画において重点をおくべき事項について、基本的な方針を示しています。平成 24 年の修正では、地域の復旧・復興の基本方向の決定にあたって男女共同参画の観点から、あらゆる場・組織に女性の参画を促進すること等が盛り込まれています。

● 母性保護

「労働基準法」では、産前・産後休業や妊娠中及び出産後の危険有害業務の就業制限をはじめとする諸々の母性保護が定められていますが、これらに加え、「男女雇用機会均等法」では妊娠中または出産後の健康診査のための時間の確保や、妊娠中の症状等に対応するための措置を、事業主に義務づけています。「男女雇用機会均等法」で定めるこれらの措置等を母性健康管理といいます。

事業主は、女性労働者が妊娠・出産・産前産後休業の取得、妊娠中の時差通勤等、「男女雇用機会均等法」による母性健康管理措置や深夜業免除等労働基準法による母性保護措置を受けたこと等を理由として、解雇その他不利益取り扱いをしてはなりません。

ま行

● マタニティ・ハラスメント

妊娠・出産・育休等を理由とする、解雇・雇い止め・降格等の不利益な取り扱いを労働者が受けることをいいます。これは「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」に違反する違法行為になります。

や行

● ユニバーサルな社会

ユニバーサルとは、「普遍的な」「すべての人の」と訳され、「誰もが～しやすい」「誰もが～できる」という意味で使われています。「ユニバーサルな社会」とは、「誰もが暮らしやすい社会」「誰もが参加できる社会」という意味です。

ら行

● ライフステージ

年齢に伴って変化する生活段階のことをいいます。男女共に関係することですが、特に女性の場合の、結婚、出産・育児、配偶者との死別・離別、家族の介護等と就業とのバランスを充実させることが課題とされています。

● リプロダクティブ・ヘルス／ライツ

1994 年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っています。リプロダクティブ・ヘルス／ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つこと等が含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。

わ行

● ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発等さまざまな活動について、希望するバランスで展開することができる状態のことをいいます。

第２期
市川町男女共同参画プラン

令和３年３月

発行　市川町
〒679-2392　兵庫県神崎郡市川町西川辺 165-3
TEL：0790-26-1010
FAX：0790-26-1049

Ichikawa Town